

樹立

地域森林計画書（案）

（瀬戸内森林計画区）

計画期間

自 令和 9 年 4 月 1 日

至 令和 1 9 年 3 月 3 1 日



広島県

目 次

はじめに	1
I 広島県の基本方針	3
第1 広島県の基本的な考え方	3
第2 広島県が定める目標	4
1 森林資源経営サイクルの構築	4
2 森林資源利用フローの推進	4
3 山地災害防止に向けた取組	5
4 森林の公益的機能の維持	6
II 計画区の概要	7
第1 計画区の位置	7
第2 自然的背景	7
1 地形	7
2 気候	7
3 地質及び土壌	7
第3 社会経済的背景	7
1 人口	7
2 産業	8
3 交通	8
4 土地利用	8
第4 森林・林業の概況	8
第5 計画樹立に当たっての基本的考え方	10
III 計画事項	11
第1 計画の対象とする森林の区域	11
第2 計画量等	14
1 前計画の実行結果の概要及びその評価	14
(1) 伐採立木材積及び間伐立木材積	14
(2) 間伐面積	14

(3) 人工造林及び天然更新別面積	14
(4) 林道の開設及び拡張	14
(5) 保安林の整備及び治山事業	14
2 今期計画	15
(1) 伐採立木材積及び間伐立木材積	15
(2) 森林施業面積	15
(3) 人工造林及び天然更新別の造林面積	15
(4) 林道の開設及び拡張に関する計画	16
(5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画	20
(6) 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期	23
第3 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	24
1 森林の整備及び保全の目標	24
2 森林の整備及び保全の基本方針	25
3 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	27
(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	27
(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	29
(3) 特に効率的な施業が可能な森林の区域に係る基準及び当該区域内における施業の方法に係る指針	31
(4) その他必要な事項	31
4 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の 状態等	32
5 その他必要な事項	32
第4 森林の整備に関する事項	33
1 立木竹の伐採（間伐以外）	33
(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針	33
(2) 立木の標準伐期齢に関する指針	33
(3) その他必要な事項	34
2 造林	36
(1) 人工造林に関する指針	36
(2) 天然更新に関する指針	38
(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	39
(4) その他必要な事項	40

3	間伐及び保育	41
(1)	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針	41
(2)	保育の標準的な方法に関する指針	43
(3)	その他必要な事項	43
4	林道等の開設や林産物の搬出	45
(1)	林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	45
(2)	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方	46
(3)	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方	47
(4)	路網の規格・構造についての基本的な考え方	47
(5)	更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法	47
(6)	その他必要な事項	47
5	森林施業の合理化等	48
(1)	森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大、森林施業の共同化及び森林経営管理制度の活用に関する方針	48
(2)	林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	48
(3)	作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	49
(4)	林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	49
(5)	その他必要な事項	50
第5	森林の保全に関する事項	51
1	森林の土地の保全	51
(1)	樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	51
(2)	森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法	52
(3)	土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	52
(4)	その他必要な事項	52
2	保安施設	53
(1)	保安林の整備に関する方針	53
(2)	保安施設地区の指定に関する方針	53
(3)	治山事業の実施に関する方針	53
(4)	特定保安林の整備に関する事項	54

(5) その他必要な事項	54
3 鳥獣害の防止	55
(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の 防止の方法に関する方針	55
(2) その他必要な事項	55
4 森林病虫害の駆除と予防・その他の森林の保護等	56
(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	56
(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）	56
(3) 林野火災の予防の方針	56
(4) その他必要な事項	56
第6 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に 関する事項	57
1 保健機能森林の区域の基準	57
2 その他保健機能森林の整備に関する事項	57
第7 その他必要な事項	58
1 保安林その他制限林の施業方法	58
2 その他必要な事項	67
 (附) 参考資料	75
1 森林計画区の概要	75
(1) 市町村別土地面積及び森林面積	75
(2) 地況	76
(3) 土地利用の現況	79
(4) 産業別生産額	79
(5) 産業別就業者数	80
2 森林の現況	81
(1) 齢級別森林資源表	81
(2) 制限林普通林別森林資源表	84
(3) 市町村別森林資源表	85
(4) 所有形態別森林資源表	87
(5) 制限林の種類別面積	88
(6) 樹種別材積表	97
(7) 特定保安林の指定状況	97
(8) 荒廃地等の面積	97

(9) 森林の被害	98
(10) 山火事防止施設の整備状況	98
3 林業の動向	99
(1) 保有山林規模別林家数	99
(2) 森林経営計画の認定状況	99
(3) 経営管理権及び経営管理実施権の認定状況	99
4 前期計画の実行状況	100
(1) 伐採立木材積及び間伐立木材積	100
(2) 間伐面積	100
(3) 人工造林・天然更新別面積	100
(4) 林道の開設及び拡張の数量	100
(5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画	100
ア 保安林の指定又は解除の面積	100
イ 治山事業の数量	100
5 林地の異動状況（森林計画の対象森林）	101
(1) 森林より森林以外への異動	101
(2) 森林以外より森林への異動	101
6 林分密度管理図	102
(1) スギ林の収量比数 R_y による管理表	102
(2) ヒノキ林の収量比数 R_y による管理表	103
7 持続的伐採可能量	104

図 1-1 瀬戸内森林計画区の位置図

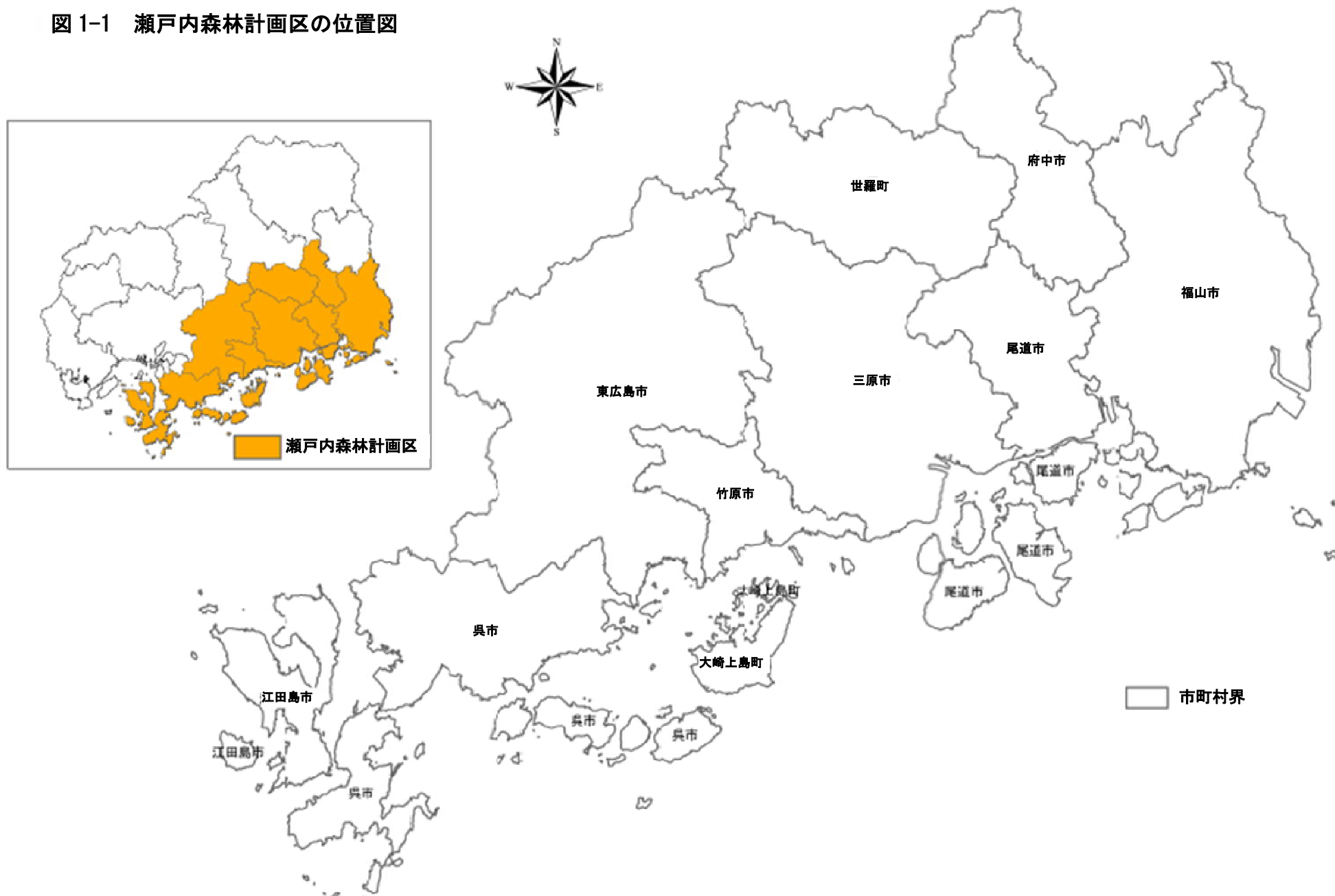
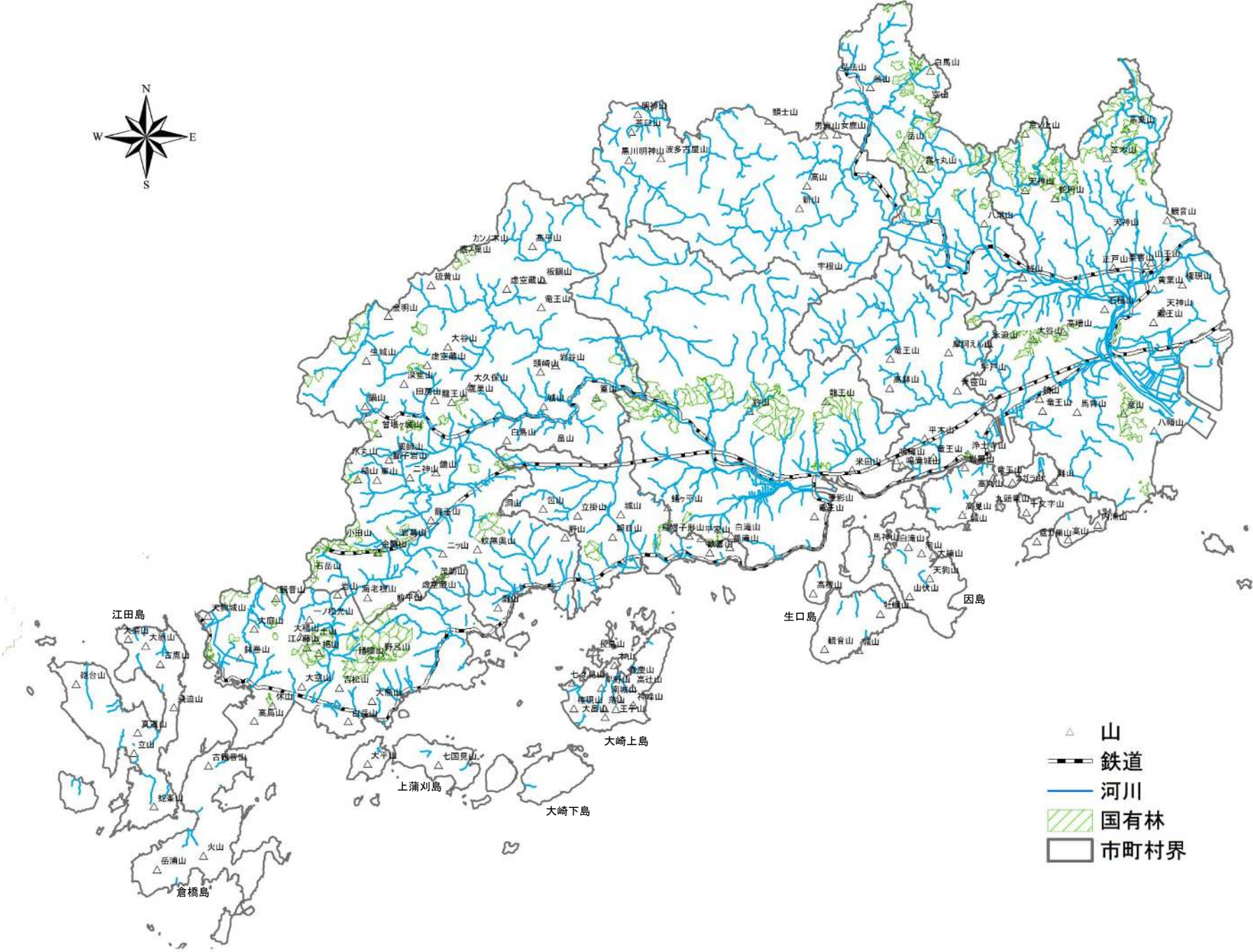


図 1-2 瀬戸内森林計画区地勢図



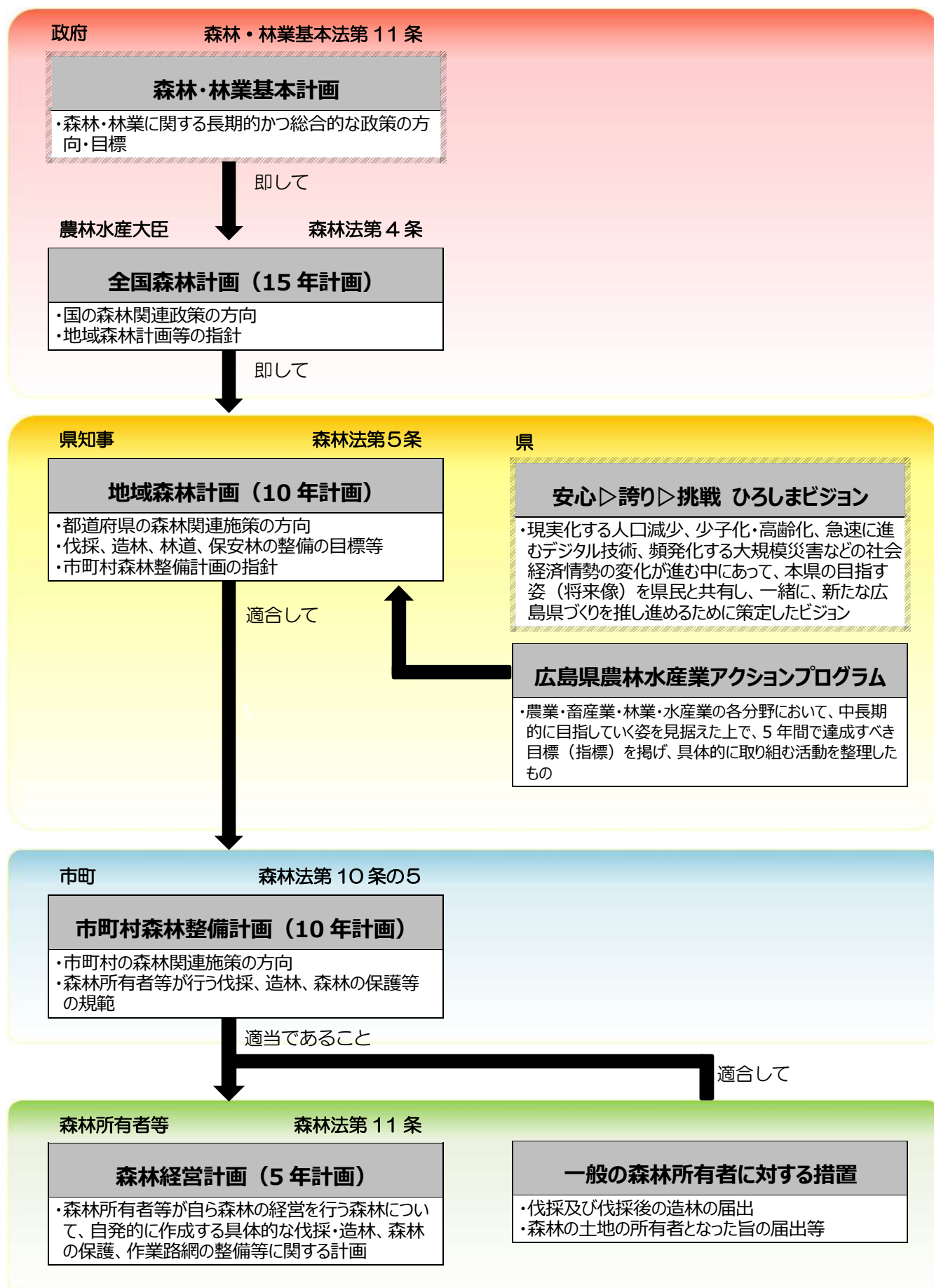
はじめに



地域森林計画は、森林法第5条に規定のとおり、都道府県知事が、全国森林計画に即して、民有林を森林計画区（全158森林計画区）別に、5年ごとに10年を一期としてたてる計画であり、都道府県の森林関連施策の方向や、地域的な特性に応じた森林整備及び保全の目標等を明らかにするとともに、市町村森林整備計画の策定の指針となるものです。

広島県では、県の基本計画「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」の分野別計画である「広島県農林水産業アクションプログラム」において、農林水産業における目指すべき姿の中長期的な目標（指標）や具体的な取組方針を示していることから、アクションプログラムに沿った内容を、地域森林計画に記載しています。

また、市町村森林整備計画は、市町村長が、地域森林計画に適合して、5年ごとに10年を一期としてたてる計画であり、地域に最も密着した行政主体である市町村が、地域の実情に応じて、森林所有者が行う森林整備を推進するための標準的な方法や規範等を定めていることから、市町村の森林づくりの長期的な構想となるものです。



I 広島県の基本方針

第1 広島県の基本的な考え方

1 広島県の森林づくり 50 年構想

「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」に基づき、次のとおり本県の森林づくりを推進しています。

広島県の森林づくり 50 年構想

県内には、中国山地の山々から、市街地近郊の里山まで、約 61 万 ha、県土の 72% を占める森林があります。今、この森林は、木材価格の長期低迷やライフスタイルの変化に伴い、十分に手入れされているとは言えない状況にあり、森林の持つ県土の保全、水源かん養等の公益的機能の低下が懸念される一方で、災害防止や地球温暖化防止のほか、森林環境教育の場としても森林への県民の期待が高まるなど、森林の状況に応じた多様な森林づくりが求められています。

このため、まずは、持続的な林業経営による森林整備を拡大し、それが難しい森林では、多くの県民が森林に関心を寄せ、多様な主体が参加する保全活動等を拡大することに取り組み、これらにより周辺の森林にも目が行き届くようになるなど、広い意味での管理される森林を拡げていくことで、森林の多面的機能の維持発揮を図ります。

県では、前の世代から引き継いだ森林の様々な恵みを子や孫に手渡すため、皆さんとともに森林再生の取組を進めていきます。

広島県の森林のめざす姿



◆持続的な林業経営が可能な人工林は、林業経営適地の集約化を進めるとともに、経営力の高い資源の循環利用を目指し、林業経営に適さない人工林は針広混交林に誘導します。

◆里山林は、人家等に近く生活への影響が大きい里山林のみ最小限管理するなど、土砂災害防止などの公益的機能が維持発揮できる状態に誘導します。

第2 広島県が定める目標

「広島県農林水産業アクションプログラム」に沿って、次のとおり、目指す姿と取組の方向を定めます。

1 森林資源経営サイクルの構築

(1) 目指す姿

県内人工林約 14 万 ha のうち、資源循環林 4 万 ha において、林業経営適地の集約化が進められ、経営力の高い林業経営体により、年間 40 万 m³ の県産材が安定的に生産される持続的な経営が開始されています。

(2) これまでの取り組みの成果と課題

- ・ 県内の森林資源状況を踏まえ、効率的かつ継続的に供給可能な木材生産量を 40 万 m³ と目標に掲げ、これまで高性能林業機械導入や路網整備等により林業経営体の木材生産体制の整備を進めた結果、平成 22 年度の 14.8 万 m³ から令和 3 年度には 40.1 万 m³ まで増加し、その後 40 万 m³ 前後の安定した生産量を維持しています。
- ・ 今後は、森林資源の充実に伴い、主伐の増加が見込まれることから、主伐後の着実な再造林を進めていく必要があります。
- ・ 持続的な林業経営が可能な 4.2 万 ha の人工林を林業経営適地とし、経営権の集約を進めて令和 7 年までに 1.8 万 ha を集約しましたが、今後は、所有者不明などの課題がある集約の困難な適地となるため、新技術導入などで集約推進の取組を強化する必要があります。

(3) 主な取組の方向

- ・ 林業経営適地の資源・所有者・境界などの情報の精度を高めることで、集約化を進めるとともに、森林の適切な経営管理に必要な林業従事者の確保・育成や、再造林に必要な苗木供給体制の整備に取り組めます。
- ・ また、低コスト施業技術の導入や、増加している獣害への効果的な対策などにより、森林資源経営サイクルの収支が改善されるよう取り組めます。

2 森林資源利用フローの推進

(1) 目指す姿

年間 40 万 m³ の県産材が、生産から流通、加工、利用まで効率的に流れ、社会において有効な資源として利活用されています。

(2) これまでの取組の成果と課題

- ・ 県産材の流通・加工体制の整備に向けて、製材工場の整備支援や大規模製材工場との安定供給協定を推進した結果、この協定による取引量は、令和元年度の 15.6 万 m³から令和 7 年度には 20.5 万 m³に増加しました。
- ・ 県産材の需要確保に向けて、住宅分野で主要構造部材への県産材利用支援や、住宅以外の建築分野で木造設計に精通した建築士の育成等を進めた結果、建築物等の利用量は令和元年度の 6.3 万 m³から令和 7 年度の 8.6 万 m³に増加しました。
- ・ 今後、県産材の生産量構成の変化や住宅着工戸数の減少等が見込まれるため、変化する生産量に応じた供給体制の整備や住宅以外の建築分野での需要創出等の取組を強化する必要があります。

(3) 主な取組の方向

- ・ 県産材の流通・加工体制の整備や、木材製品の販路の確保を図るとともに、住宅分野の需要の減少に備えて、低層非住宅建築物の木造化・木質化を進めるなど、県産材の需要拡大に取り組めます。

3 山地災害防止に向けた取組

(1) 目指す姿

効率的かつ効果的な治山施設の整備や、既存施設の老朽化対策を進めることで、山地災害が未然に防止され、県民への影響が減少していきます。

(2) これまでの取組の成果と課題

- ・ 山地災害を防止するための治山対策においては、平成 30 年 7 月豪雨に関連する復旧工事に注力し、未着手の山地災害危険地区のうち、新たに 134 箇所（R3～6）の治山施設を整備しました。
- ・ 近年、自然災害が激甚化・頻発化しており、全国各地で甚大な被害が発生しています。
- ・ 近年、人件費や資材価格等の高騰により、1 箇所当たりの事業費が増大しており、年度ごとの山地災害危険地区の着手箇所数が減少傾向にあります。

(3) 主な取組の方向

- ・ 山地災害による県民への影響が最小限に抑えられるよう、治山施設の計画的かつ効率的な整備や老朽化が進行する既存治山施設の適正な維持管理などのハード対策に加え、山地災害リスクの周知や防災情報の提供などのソフト対策に取り組み、県土の強靱化を図ります。

4 森林の公益的機能の維持

(1) 目指す姿

人工林や里山林において、荒廃すると県民生活への影響が大きい箇所を中心に、間伐などの森林整備や保全活動が進み、森林の持つ公益的機能が維持・発揮されています。

(2) これまでの取組の成果と課題

- ・ 手入れ不足の人工林のうち、荒廃すると県民生活への影響が大きい箇所を中心に間伐を進めており、山地防災など森林の持つ公益的機能の維持・発揮に寄与しています。
- ・ 里山林において、鳥獣被害防止など地域課題の解決に資する森林整備の実施や、森林ボランティア団体等の設立・活動への支援等により、里山林を活用しながら管理する団体数が増加しました。
- ・ 今後、林業や森林保全活動の担い手不足のほか、不在村森林所有者の増加や世代交代の進行により、森林整備に係る同意取得や境界確認がさらに困難になることが懸念されます。

(3) 主な取組の方向

- ・ 森林の境界確認等に係る支援により、手入れ不足の人工林の間伐を一層推進するとともに、所有者の施業意思がない森林については、森林経営管理制度等を活用して公的な整備を進めます。
- ・ 民家や農地などの保全対象の有無を勘案し、県民生活への影響が大きい里山林を抽出した上で、優先して整備すべき区域を推定するとともに、里山林整備における目的ごとの施業ガイドラインを示し、計画的かつ効果的な整備を推進します。

Ⅱ 計画区の概要



第1 計画区の位置

本計画区は、本県の南部に位置する8市2町からなり、その区域面積は299,720haで、県総面積の35.4%を占めています。

第2 自然的背景

1 地形

本計画区は、北部に標高400mから600mの賀茂及び世羅台地が形成され、その南部に標高200mから400mの丘陵部があつて、瀬戸内海沿岸部に続き、瀬戸内海には、生口島、倉橋島、江田島等の大小の島々が多く点在しています。全体の地形としては、北に高く、南に低い傾斜地形を形成しています。

河川は、芦田川、沼田川、黒瀬川などがあり、概ね南下し、いずれも瀬戸内海へ注いでいます。

2 気候

南部の瀬戸内海沿岸部及び島しょ部は、年平均気温が16～17℃、年間降水量1,000～1,500mmと、温暖で降水量が少ない、典型的な瀬戸内海型気候です。

一方、北部においては、年平均気温が13～16℃、年間降水量約1,200～1,500mmで、気温日較差の大きい内陸性の気候となっています。

3 地質及び土壌

本計画区の地質は、ほぼ全域にわたり花崗岩類が分布し、計画区全体の53.8%を占めています。次いで東広島市安芸津町、呉市安浦町を中心とした地域及び大崎上島町等に流紋岩類が分布し、27.0%を占めています。その他では、福山市、呉市島しょ部等にかけて中・古生層が、東広島市等で第三・第四紀層がそれぞれ分布しています。

土壌は、大別して計画区の北部が乾性褐色森林土(65.4%)、南部が未熟土壌(25.3%)となっています。

なお、福山市、府中市及び尾道市御調町等に、適潤性褐色森林土壌が分布しています。

第3 社会経済的背景

1 人口

本計画区の人口は、令和7年の国勢調査によると1,129,631人で、県全体の42.1%になります。

令和7年までの過去5年間の人口推移をみると、県全域の人口が4.2%減少し

ているのに対し、本計画区は 5.8%減少しています。

2 産業

(1) 就業者数

本計画区の就業者数は、令和 2 年の国勢調査によると 602,668 人で、県全体の 42.1%にあたります。

そのうち第一次産業の就業者数は、20,589 人で、計画区就業者数に占める割合は 3.4%と県平均 2.7%を上回っています。

計画区内の林業就業者数は 402 人で、第一次産業就業者に占める割合は 2.0%、県下全域の林業就業者数の 31.7%となっています。

(2) 生産額

本計画区の実産額（純生産）は、約 5 兆 4 千億円で、県全体の 42.8%にあたります。

そのうち、第一次産業の実産額は約 383 億円で、計画区内総生産額に対する割合は 0.7%となっています。

林業生産額は約 35 億円で、計画区内における総生産額の 0.07%となっています。

3 交通

幹線道路としては、東西に走る山陽自動車道、尾道と愛媛県今治市を結ぶ西瀬戸自動車道（瀬戸内しまなみ海道）、中国横断自動車道尾道松江線、東広島呉自動車道があります。国道及び県道は、国道 2 号線をはじめとする国道 9 路線、主要地方道 41 路線、一般県道 129 路線があります。

鉄道は、JR が運行する山陽新幹線、山陽本線、呉線、福塩線と、井原鉄道（株）が運行する井原線があります。

また、三原市本郷町に広島空港があります。

4 土地利用

本計画区の実面積 299,720ha のうち、森林面積は 193,275ha で 64.5%を占めており、県平均の 73.5%を下回っています。また、県全体の森林面積に対する割合は、31.3%となります。

農地については、11,003ha、3.7%と、県平均 3.0%を上回っています。

第 4 森林・林業の概況

本計画区の実面積のうち、計画対象森林である民有林面積は 178,560ha で、その割合は 92.4%になります。

民有林の樹種別面積割合は、スギ 1.8%、ヒノキ 7.2%、マツ 52.4%、広葉樹 36.1%となっており、全県に比べてマツの割合が高く、スギ、ヒノキの割合が低くなって

います。

本計画区の民有林面積は、県全体の 30.2%ですが、人工林面積は 26,227ha、人工林率は、14.7%で全県の 32.3%を下回っています。その約 8 割が間伐や主伐により木材の利用が可能なⅦ齢級以上となっています。

本計画区は、雨量の少ない瀬戸内海気候に加え、花崗岩等の脆弱で崩壊しやすい地質が広く分布し、台風や集中豪雨による自然災害も多発しているため、土砂の流出や崩壊の防止等、山地災害防止・土壌保全機能の高度な発揮が期待されています。

また、東広島市、福山市、呉市等の工業都市が形成されていることから、都市用水や工業用水等の重要な水源としても期待されているほか、瀬戸内海国立公園や竹林寺用倉山県立自然公園等に代表される自然の豊かな地域があり、保健休養・レクリエーションの場としても期待されています。

本計画区の民有林の大半を占めているマツ林や広葉樹林などの里山林について、大部分は自然に遷移していく森林ではあるものの、一部に集落周辺の景観悪化や鳥獣被害、風倒木、松くい虫被害やナラ枯れ被害が存在しています。県民生活への影響が大きい里山林については、優先して整備すべき区域を推定し、着実に里山林整備を進める必要があります。

一方、スギ・ヒノキ等の人工林については、計画的な主伐・再造林が進んでいないことによる齢級構成の偏りが課題となっています。このため、効率的な施業が可能な森林については集約化を進めるとともに、計画的な主伐・再造林を推進する必要があります。なお、小規模で分散し採算の見込めない人工林については、周辺の天然林と一体として整備し、針広混交林への誘導など水源涵養や県土保全等の公益的機能の高度発揮を図る必要があります。

計画区域内森林面積

単位 面積：ha，割合：％

区 分	計画区 合計	割合	国有林		民有林		県全体 民有林	割合
				割合		割合		
人工林	33,597	17.4	7,370	50.0	26,227	14.7	191,023	32.3
天然林	154,895	80.1	7,220	49.1	147,675	82.7	389,497	65.9
その他	4,783	2.5	125	0.9	4,658	2.6	10,603	1.8
森林総面積	193,275	100.0	14,715	100.0	178,560	100.0	591,123	100.0
計画区森林総面積に対する民有林比率						78.1		
県全体の民有林面積に対する民有林比率						13.7		

民有林樹種面積

単位 面積：ha，割合：％

区 分	合計	スギ	ヒノキ	マツ	広葉樹	その他
計画区	178,560	3,202	12,769	93,503	64,417	4,670
構成比	100.0	1.8	7.2	52.4	36.1	2.5
県全体	591,123	57,237	104,769	198,318	219,354	11,445
構成比	100.0	9.7	17.7	33.5	37.1	2.0

第5 計画樹立に当たっての基本的考え方

Iの広島県の基本方針や前項の計画区の概況を踏まえ、本計画区の森林の整備及び保全に関する目標や計画期間内に到達すべき計画数量、市町村森林整備計画の規範となる基本的事項や指針等について定めます。

Ⅲ 計画事項

第 1 計画の対象とする森林の区域

本計画の対象とする民有林の面積は、次表のとおりです。

なお、地域森林計画の対象とする民有林は、次の手続の対象となります。

- ① 森林法第 10 条の 2 第 1 項の規定による開発行為の許可（保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）第 3 条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。）
- ② 森林法第 10 条の 7 の 2 第 1 項の規定による森林の土地の所有者となった旨の届出
- ③ 森林法第 10 条の 8 第 1 項の規定による伐採及び伐採後の造林の届出等（保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。）

市町別面積

区 分		面積 (ha)	備考
総数		178,560.01	
呉市	(呉)	7,955.47	
	(音戸)	1,309.75	
	(倉橋)	4,534.22	
	(下蒲刈)	571.79	
	(蒲刈)	1,413.37	
	(安浦)	4,071.77	
	(川尻)	1,144.73	
	(豊浜)	800.89	
	(豊)	845.13	
	小計	22,647.12	
竹原市	竹原市	8,049.43	
三原市	(三原)	12,860.17	
	(大和)	8,823.68	
	(本郷)	4,155.29	
	(久井)	3,829.97	
	小計	29,669.12	

尾道市	(尾道)	5, 505. 63	
	(因島)	1, 313. 16	
	(瀬戸田)	1, 250. 78	
	(御調)	6, 310. 84	
	(向島)	279. 77	
	小計	14, 660. 18	
福山市	(福山)	8, 528. 36	
	(内海)	994. 24	
	(沼隈)	2, 072. 41	
	(神辺)	2, 964. 72	
	(加茂)	4, 628. 23	
	(芦田)	1, 630. 53	
	(駅家)	2, 213. 22	
	(新市)	2, 920. 78	
	小計	25, 952. 49	
府中市	(府中)	5, 037. 89	
	(協和)	2, 155. 14	
	(上下)	5, 962. 81	
	小計	13, 155. 83	
東広島市	(西条)	4, 052. 53	
	(八本松)	2, 661. 92	
	(志和)	3, 671. 07	
	(高屋)	4, 271. 98	
	(黒瀬)	2, 814. 22	
	(福富)	4, 506. 84	
	(豊栄)	5, 406. 69	
	(河内)	5, 883. 79	
	(安芸津)	4, 706. 52	
	小計	37, 975. 56	

江田島市		(江田島)	1,323.38	
		(能美)	598.98	
		(沖美)	1,899.01	
		(大柿)	1,254.27	
		小計	5,075.64	
豊田郡	大崎上島町	(大崎)	732.95	
		(東野)	672.26	
		(木江)	405.40	
		小計	1,810.61	
世羅郡	世羅町	(甲山)	7,521.43	
		(世羅)	7,380.07	
		(世羅西)	4,662.53	
		小計	19,564.03	

注1 地域森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林とする。

- 2 森林計画図は、農林水産局林業課、西部農林水産事務所東広島事業所、西部農林水産事務所呉事業所、東部農林水産事務所及び東部農林水産事務所尾道事業所において縦覧に供する。

第2 計画量等

1 前計画の実行結果の概要及びその評価

前計画における前半5年分（R4～R8）の実行見込の概要及び評価については、次のとおりです。

（1） 伐採立木材積及び間伐立木材積

主伐は、12.2 万 m^3 の計画に対し 9.4 万 m^3 と、実行歩合は 77%となった。

間伐は、3.3 万 m^3 の計画に対し 5.6 万 m^3 と、実行歩合は 169%となった。

全体としては、15.5 万 m^3 の計画に対し 15 万 m^3 と、実行歩合は 97%となり、ほぼ計画どおりの結果となった。

（2） 間伐面積

間伐面積は、769ha の計画に対し 767ha と、実行歩合は 100%となった。

（3） 人工造林及び天然更新別面積

人工造林は、458ha の計画に対し 325ha と実行歩合は 71%となった。

天然更新は、169ha の計画に対し 229ha と、実行歩合は 136%となった。

全体としては、627ha の計画に対し 554ha と、実行歩合は 88%となった。

（4） 林道の開設及び拡張

開設は、12,684m の計画に対し 425m と実行歩合は 3%、拡張は 31 箇所での計画に対し 4 箇所での実施と実行歩合は 13%にとどまり、他計画区での林道事業における大型工事への重点配分等により、計画を下回る結果となった。

（5） 保安林の整備及び治山事業

ア 保安林の整備

指定は、着実な事務の推進により、55,209ha の計画に対し 55,169ha で、実行歩合はほぼ 100%となり、計画のとおりとなったが、解除は同意取得等が困難なものが多く、98.77ha の計画に対し 8.72ha と、計画を下回る結果となった。

イ 治山事業

治山事業は、平成 30 年 7 月豪雨災害の被害が甚大だった当計画区は、125 地区の計画に対し実行が 80 地区と、計画を下回る結果となった。

2 今期計画

今期計画における計画量については、次のとおりです。

(1) 伐採立木材積及び間伐立木材積

単位 材積：千 m^3

区 分	総 数	主 伐	間 伐
総 数	307	264	43
うち 前半 5 年分	146	124	22

(2) 森林施業面積

単位 面積：ha

区 分	森林施業面積
総 数	4,244
うち前半 5 年分	2,058

※ 森林施業面積の計画量は、人工造林、下刈り、間伐の各施業面積を合算したもの

(3) 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積：ha

区 分	人工造林	天然更新
総 数	825	492
うち前半 5 年分	391	246

(4) 林道の開設及び拡張に関する計画

単位 延長及び箇所数：m, 利用区域面積：ha										
森林 計画区	開設/ 拡張	種類	位置 (市町村)	路線名	区分	(延長及 び箇所 数)	(利用 区域面 積)	前半 5カ年 の計画 箇所	対図 番号	備考
瀬戸内	開設	自動車道	総 数	52 路 線		48,059	3,844			
			三 原 市	6 路 線		4,600	869			
			(三 原)	3 路 線		600	722			
				黒 の 谷		200	52			
				大 谷 真 越		200	30			
				御 調 坂		200	640			
			(大 和)	1 路 線		800	30			
				虚 空 蔵		800	30			
			(久 井)	2 路 線		3,200	117			
				天 王 平		600	80			
				黒 郷 則 重		2,600	37			
			福 山 市	12 路 線		7,117	550			
			(福 山)	1 路 線		600	38			
				大 谷 東		600	38			
			(加 茂)	1 路 線		500	35			
				馬 乗 原 谷		500	35			
			(駅 家)	2 路 線		1,617	156			
				権 現		1,217	36	○		
				野 々 倉		400	120			
			(内 海)	1 路 線		700	51			
				内 浦 山		700	51			
			(新 市)	2 路 線		1,200	91			
				森 の 上 火 吞		600	42			
				真 光 寺		600	49			
			(沼 隈)	3 路 線		2,100	118			
				白 浜 横 倉		800	57			
				東 山		700	31			
				大 迫		600	30			
			(神 辺)	2 路 線		400	61			
				御 領 支		300	30			
				檜 下		100	31			
			東 広 島 市	8 路 線		7,618	639			
			(西 条)	2 路 線		1,600	105			
				大 宮		800	60			
				カ シ ワ ダ ニ		800	45			
			(黒 瀬)	1 路 線		846	22			
				国 近		846	22	○		
			(福 富)	2 路 線		3,172	65			
				紅 田 葉		1,400	31			
				丁 田 戸 野		1,772	34	○		
			(河 内)	1 路 線		300	30			
				笹 目		300	30			
			(安 芸 津)	2 路 線		1,700	417			
				三 津 仁 賀		1,100	252	○		
				野 山		600	165			

単位 延長及び箇所数：m、利用区域面積：ha

森林 計画区	開設/ 拡張	種類	位置 (市町村)	路線名	区分	(延長及 び箇所 数)	(利用 区域面 積)	前半 5カ年 の計画 箇所	対図 番号	備考
瀬戸内	開設	自動車道	江田島市	15 路線		24,274	890			
			(江田島)	2 路線		3,110	74			
				津久茂		1,016	33			
				古鷹		2,094	41			
			(能美)	3 路線		7,516	289			
				野登呂山		3,956	213			
				畑		1,978	46			
				真道山(支)		1,582	30			
			(沖美)	7 路線		11,448	410			
				大池		1,350	30			
				船木久田		1,910	30			
				宝原		670	30			
				瀧水流田		3,450	70			
				原入堂・見田ヶ迫		1,960	110			
				亀原		770	30			
				池之久保		1,338	110			
			(大柿)	3 路線		2,200	117			
				余防		500	30			
				沖野島		600	30			
				真道山		1,100	57			
			大崎上島町	2 路線		1,650	248			
			(東野)	1 路線		300	138			
				垂水・小原		300	138			
			(木江)	1 路線		1,350	110			
				天満		1,350	110	○		
			世羅町	9 路線		2,800	648			
			(甲山)	5 路線		1,600	486			
				大通		300	332			
				本地		400	30			
				瀬近		200	30			
				長尾		200	30			
				広岡		500	64			
			(世羅)	1 路線		300	55			
				宇賀釜田		300	55			
			(世羅西)	3 路線		900	107			
				植石		500	43			
				石丸		200	31			
				中村国実		200	33			

単位 延長及び箇所数：m、利用区域面積：ha

森林 計画区	開設/ 拡張	種類	位置 (市町村)	路線名	区分	(延長及 び箇所 数)	(利用 区域面 積)	前半 5ヵ年 の計画 箇所	対図 番号	備考
瀬戸内	拡張	自動車道	総数	82 路線		162,533	7,566			
			呉市	2 路線		7,775	280			
			(呉)	1 路線		4,996	128			
				郷原野呂山		4,996	128	○		国連絡
			(安 浦)	1 路線		2,779	152			
				郷原野呂山		2,779	152			国連絡
			竹原市	1 路線		2,560	276			
				三津仁賀		2,560	276	○		
			三原市	18 路線		27,717	1,787			
			(三 原)	5 路線		15,627	911			
				大谷真越		158	30			
				甲 原		1,200	87			
				宮 の 谷		1,535	103			
				御 調 坂		8,100	640			
				久和喜竜王		4,634	51			
			(大 和)	6 路線		8,390	291			
				高鉢後藤田		2,600	88			
				戸 石 場		700	32			
				篠 蔵 宗		1,000	38			
				蔵 宗 安 田		500	35			
				三 角		1,920	60			
				舌 口		1,670	38			
			(本 郷)	2 路線		1,400	235			
				今 井 谷		400	203			
				遠 見 山		1,000	32			
			(久 井)	5 路線		2,300	350			
				切 田 原		100	30			
				天 王 平		500	80			
				三 ツ 池		300	173			
				高 麗 笹		500	30			
				黒 郷 則 重		900	37			
			尾道市	1 路線		2,736	208			
			(御 調)	1 路線		2,736	208			
				板 後		2,736	208	○		
			福山市	9 路線		15,362	672			
			(福 山)	2 路線		3,600	320			
				本 郷		1,600	206			
				大 谷		2,000	114			国連絡
			(加 茂)	1 路線		4,000	102			
				蕪 谷		4,000	102			
			(駅 家)	1 路線		1,217	36			
				権 現		1,217	36			
			(内 海)	2 路線		2,700	98			
				横 山 岩 谷		2,000	54			
				横 山 岩 谷 2 号		700	44			
			(新 市)	2 路線		2,500	82			
				大 竹		1,800	33			
				真 光 寺		700	49			
			(神 辺)	1 路線		1,345	34			
				木 ノ 内		1,345	34			
			府中市	11 路線		13,936	749			
			(府 中)	4 路線		5,900	272			
				出 口		1,400	46			
				加 谷		800	58			
				永 野		3,200	131			
				城 山		500	37			
			(協 和)	3 路線		4,832	305			
				市 場		3,242	85	○		国連絡
				七 ツ 池		1,200	30			
				唐 松		390	190			

単位 延長及び箇所数：m, 利用区域面積：ha

森林 計画区	開設/ 拡張	種類	位置 (市町村)	路線名	区分	(延長及 び箇所 数)	(利用 区域面 積)	前半 5カ年 の計画 箇所	対図 番号	備考
瀬戸内	拡張 (幅員・法面保全)	自動車道	（上下）	4 路 線		3,204	172			
	〃			柳 原		1,131	73			
	〃			矢 多 田		110	36			
	〃 (幅員・舗装)			黒 瀬		823	31			
			東 広 島 市	宇 根 片 屋		1,140	32			
				7 路 線		11,326	545			
	(舗装・法面保全)		(福 富)	2 路 線		1,781	76			
	(局部・幅員・舗装・法面保全)			東 上 板 鍋		830	45			
				金 明		951	31	○		
	(局部・幅員・舗装・法面保全)		(豊 栄)	2 路 線		3,782	131			
	〃			安 宿 峠		1,612	69	○		
	(舗装)			天 神 獄		2,170	62	○		
			(河 内)	1 路 線		1,300	31			
				陣 ケ 岡		1,300	31	○		
	(局部・幅員・舗装・法面保全)		(安 芸 津)	2 路 線		4,463	307			
	(舗装)			風 早 小 松 原 (支)		2,643	110	○		
				糸 谷		1,820	197	○		
			江 田 島 市	23 路 線		57,383	1,799			
	(舗装)		(江 田 島)	6 路 線		17,524	581			
	〃			大 須		3,848	108			
	〃			古 鷹		1,850	41			
	(局部・舗装・法面保全)			津 久 茂		150	33			
	〃			秋 月		3,327	108			
	〃			切 串		5,027	228			
	〃			小 用		3,322	63			
	(局部・舗装・法面保全)		(能 美)	8 路 線		20,000	530			
	〃			野 登 呂 山		7,800	213			
	〃			真 道 山		6,100	93			
	〃			真 道 山 (支)		700	30			
	〃			宗 崎		2,100	45			
	〃			畑		2,200	46			
	〃			中 山 1 号		300	32			
	〃			中 山 2 号		500	35			
	〃			水 野 元		300	36			
	(幅員・法面保全・舗装)		(沖 美)	2 路 線		8,089	337			
	(局部・法面保全)			越 ケ 迫		2,389	135			
				砲 台 山		5,700	202			
	(法面保全・舗装)		(大 柿)	7 路 線		11,770	351			
	〃			余 防		1,500	30			
	〃			沖 野 島		2,200	30			
	〃			真 道 山		2,470	57			
	(幅員)			椿		1,500	62			
	(法面保全・舗装)			入 野		3,000	100			
	(法面保全)			入 野 (支)		600	35			
				隠 地		500	37			
			大 崎 上 島 町	3 路 線		6,443	338			
	(舗装・法面保全)		(東 野)	1 路 線		600	138			
				垂 水 ・ 小 原		600	138			
	(舗装・法面保全)		(木 江)	2 路 線		5,843	200			
	〃			天 満		3,000	110	○		
				丸 尾 木 越		2,843	90	○		
			世 羅 町	7 路 線		17,295	912			
	(局部)		(甲 山)	5 路 線		13,629	724			
	(幅員・舗装)			寺 谷		200	54			
	(局部・舗装)			川 尻		6,892	174			
	(舗装)			流 田		2,168	115			
	〃			成 藤 播 磨		1,241	49			
				大 通		3,128	332			
	(幅員・舗装)		(世 羅 西)	2 路 線		3,666	188			
	(局部・舗装)			大 蔵		1,890	153			
				高 膳		1,776	35			

※国連絡は、林道の利用区域に国有林を含む。

(5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画

ア 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

保安林の種類	面積 (ha)		備考
		うち前半5年分	
総数（実面積）	55,813	55,491	
水源涵（かん）養のための保安林	8,715	8,612	
災害防備のための保安林	46,022	45,801	
保健，風致の保存等のための保安林	3,878	3,878	

注 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるために、水源涵（かん）養のための保安林等の内訳の合計が総数に一致しないことがある。

② 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

指定/ 解除	種類	森林の所在			面積 (ha)		指定又は解 除を必要と する理由	備考
		市町	区域			うち前半5 年分		
指定	水源涵 (かん) 養	東広島市	西条	吉行 馬木 郷曾	61.00	41.00	流域保全 上重要な 地域	
				八本松	35.00	35.00		
				安芸津	19.00	19.00		
		世羅町	世 羅	黒渕	7.00	7.00		
			甲 山	川尻	12.00	5.00		
		尾道市	御調	大山田	48.00	48.00		
				下山田	27.00	27.00		
		小 計			209.00	182.00		
	土砂流 出防備	呉市	呉	広町	3.00	3.00	災害の防 備等のた め	溪間工
				宮原町	1.00	1.00		〃
			郷 原		0.21	0.21		山腹工
								溪間工
								山腹工
		竹原市	竹 原	新庄町	4.00	4.00		溪間工
								山腹工
		東広島市	西 条	郷曾	5.00	5.00		山腹工
				下三永	0.33	0.33		溪間工
				御菌宇	0.47	0.47		〃
				福本	1.00	1.00		〃
			高 屋	造賀	1.55	1.55		溪間工
				高屋堀	1.00	1.00		〃

指定/ 解除	種類	森林の所在			面積 (ha)		指定又は解 除を必要と する理由	備考
		市町	区域			うち前半5 年分		
指定 (続き)	土砂流 出防備 (続き)	東広島市 (続き)	河 内	河 戸	3.00	3.00	災害の防 備等のた め(続 き)	溪間工
				宇山	0.20	0.20		山腹工
				入野	1.94	1.94		溪間工
			黒 瀬	宗近柳国	1.00	1.00		山腹工
				上戸野	3.00	3.00		溪間工
			福 富	三津	1.00	1.00		山腹工
			豊 栄	能良	1.00	1.00		溪間工
				安宿	1.00	1.00		〃
		三原市	三 原	幸崎	3.00	3.00		溪間工
				鷺浦	0.09	0.09		山腹工
		本 郷	船木	0.14	0.14	溪間工		
			尾道市	御 調	宮平	1.00		1.00
		福山市	福 山	津之郷	3.00	3.00		〃
			沼 隈	沼隈	1.00	1.00		山腹工
府中市	府 中	阿字	2.66	2.66	〃			
		父石	3.00	3.00	〃			
小 計				45.59	45.59			
合 計				254.59	227.59			
解除	水源涵 (かん) 養	福山市	福 山	山野	0.17	0.04	指定理由 の消滅	
		世羅町	世 羅	東神崎	10.00	10.00		
				下津田	0.50	0.50		
				甲 山	20.00	20.00		
		東広島市	八本松町	八本松	0.04			
	小 計				30.71	30.54		
	土砂流 出防備	呉 市	呉	此原	1.03		指定理由 の消滅	2箇所
				焼山西1丁目	4.92			
				焼山東4丁目	0.02			
				押込	1.69			2箇所
				両城2丁目	0.34			
				阿賀	0.12			2箇所
				山手2丁目	0.03			
				広	0.01			
				栃原	0.83			
			音 戸	波多見11丁目	0.54	0.54		
				鰯浜2丁目	0.03	0.03		
			安 浦	女子畑	0.13	0.13		
				中畑	0.01	0.01		
		川 尻	小用	0.03	0.03			
		竹原市	竹 原	福田	0.29	0.29		
		東広島市	西 条	寺家	0.01	0.01		
				助実	0.07	0.07		
一ツ橋				0.33	0.33			
田口	7.22			7.22				
八本松	南		0.76	0.76				

指定/ 解除	種類	森林の所在			面積 (ha)		指定又は解 除を必要と する理由	備考
		市町	区域			うち前半5 年分		
解除 (続き)	土砂流 出防備 (続き)	東広島市 (続き)	八本松町	原	1.08	1.08	指定理由 の消滅 (続き)	
				米満	0.40	0.40		
			志 和	奥屋	6.42			6箇所
				志和東	1.11			5箇所
				志和西	3.32			6箇所
				志和町内	0.14			
				冠	0.28			
			高 屋	高美ヶ丘	0.01	0.01		
			黒 瀬	乃美尾	2.20	2.20		3箇所
		三原市	三 原	田野浦町	0.01			
			本 郷	船木	0.07			
			久井	坂井原	0.05	0.05		
				和草	10.00	10.00		
		世羅町	甲 山	川尻	18.68	18.68		
				伊尾	10.00	10.00		
		尾道市	尾 道	栗原東1丁目	0.01	0.01		
				栗原町 山行	0.01			
				十四日町	0.07	0.07		
			御 調	本	0.11	0.11		3箇所
				菅	10.00	10.00		
			因 島	三庄町	0.01			
		福山市	福 山	引野町北三丁目	0.25	0.25		
				赤坂	0.50	0.50		
				津之郷町	0.40	0.40		
			内 海	内海町 入僧	0.19			
				能登原	0.38			
			沼 隈	戸手	0.24	0.24		2箇所
			神 辺	西中条	0.05	0.05		5箇所
				三谷	0.14	0.14		
			芦 田	下有地	0.36			4箇所
				福田	0.09			
			加 茂	下加茂	0.06	0.06		
		府中市	上 下	井永	0.04	0.04		
		江田島市	沖 美	三吉 高祖	0.21	0.21		
		世羅町	甲 山	小世良	0.09	0.09		
				川尻	2.11	2.11		3箇所
		小 計			87.50	66.12		
	防風	呉 市	川 尻	小用1丁目	0.02		指定理由 の消滅	
			小 計		0.02			
	保健	東広島市	西 条	寺家	0.03	0.03	指定理由 の消滅	
			小 計		0.03	0.03		
	合 計				118.26	96.69		

③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

種類	指定施業要件の整備区分				
	伐採方法の 変更面積 (ha)	皆伐面積の 変更面積 (ha)	択伐率の 変更面積 (ha)	間伐率の 変更面積 (ha)	植栽の 変更面積 (ha)
水源涵(かん)養 のための保安林	0	0	341	2,273	180
災害防備のため の保安林	0	0	1,736	17,802	1,283
保健, 風致の保 存等のための保 安林	0	0	59	1,187	98

イ 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等
指定する必要のある箇所から、順次指定するものとします。

ウ 実施すべき治山事業の数量

森林の所在			治山事業施行地区数		主な工種	備考
市町	区域			うち前半5 年分		
呉市	郷 原	043林班	1	1	溪間工	
	蒲 刈	021林班	1	1	溪間工	
	天 応	001林班	1	1	溪間工	
小計		3 地区	3 地区	3 地区		
江田島市	能 美	006林班	1	1	溪間工	
小計		1 地区	1 地区	1 地区		
竹原市	仁 賀	138林班	1	1	溪間工	
小計		1 地区	1 地区	1 地区		
東広島市	河 内	057林班	1	1	溪間工	
	高 屋	063林班	1	1	溪間工	
小計		2 地区	2 地区	2 地区		
三原市	本 郷	023林班	1	1	溪間工	
	本 郷	050林班	1	1	溪間工	
小計		2 地区	2 地区	2 地区		
尾道市	御 調	005林班	1	1	溪間工	
小計		1 地区	1 地区	1 地区		
世羅町	世 羅	062林班	1	1	溪間工	
小計		1 地区	1 地区	1 地区		
福山市	加 茂	064林班	1	1	溪間工	
	千 田	118林班	1	1	溪間工	
小計		2 地区	2 地区	2 地区		
その他の林班数		127 地区	127 地区	57 地区		
合計		140 地区	140 地区	70 地区		

(6) 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業
の方法及び時期

該当なし。

第3 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標

全ての森林は、森林の有する多面的機能の発揮を通じて県民生活の維持・向上に寄与しており、各々の森林について、期待される機能が十分に発揮されるよう整備及び保全する必要があります。

また、豪雨の増加等の自然環境の変化、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化にも配慮する必要があります。また、近年の森林に対する県民の要請を踏まえ、花粉発生源対策を加速化するとともに、流域治水とも連携した国土強靱化対策を推進することが求められています。

このため、森林の機能とその機能を発揮する上での望ましい姿について、次のとおり定めます。

森林の機能とその機能を発揮する上での望ましい姿

森林の機能	森林の望ましい姿
①水源涵（かん）養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
②山地災害防止機能／土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
③快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
④保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供する森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林
⑤文化機能	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林
⑥生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林
⑦木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

2 森林の整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、Ⅰの第1の1において示す「広島県の森林づくり50年構想」に誘導することとします。

具体的には、現況が人工林のうち、傾斜が緩く、路網から近いなど、持続的な林業経営が可能な人工林は林業経営適地と位置づけ、植栽による確実な更新を行って人工林を維持し、継続的な木材生産を実施します。

林業経営適地以外の人工林は、侵入広葉樹の活用等による針広混交林化、広葉樹林化により天然林に誘導します。林業経営適地以外にある人工林の天然林への移行については、野生鳥獣の生息環境の保全・整備や、森林の有する多面的機能の発揮に向けた対策として着実に取り組みを進めます。

また、現況が天然林のものは、自然の推移に委ねることを基本としつつ、里山林等については、多面的機能の維持増進を図るため、適切な整備により利活用等を行います。

森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、各機能に応じた森林の整備及び保全の基本方針については、次のとおり定めます。

森林の機能と機能に応じた森林の整備及び保全の基本方針

森林の機能	森林の整備及び保全の基本方針
① 水源涵（かん）養機能	洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。 また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。 さらに、ダム等の利水施設上流部等において、水源涵（かん）養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。
② 山地災害防止機能／土壌保全機能	災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。 また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。 さらに、集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することとする。

森林の機能	森林の整備及び保全の基本方針
③ 快適環境形成機能	地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。 また、快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。
④ 保健・レクリエーション機能	県民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や県民のニーズ等に応じ、広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。 また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。
⑤ 文化機能	美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。 また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。
⑥ 生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。 また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。
⑦ 木材等生産機能	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することとする。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することとする。 また、将来にわたり人工林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行うこととする。

3 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法については、前項「1 森林の整備及び保全の目標」及び「2 森林の整備及び保全の基本方針」を踏まえ、保安林などの法令に基づき森林施業に制限を受ける森林の所在、森林の自然的条件及び社会的条件、「森林の機能別調査実施要領」（昭和52年1月18日付け51林野計第532号林野庁長官通知）に基づく森林の機能の評価区分、森林の有する機能に対する地域の要請及び既往の森林施業体系等を勘案して、定める必要があります。

ア 区域の設定の基準

市町村森林整備計画において公益的機能別施業森林の区域を定めるに当たっての基準は、次のとおりです。

なお、区域内において機能が重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障が生じないように、区域を定めるものとします。

森林の区域	基準
① 水源の涵（かん）養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 『水源涵（かん）養機能維持増進森林』	次のいずれかに該当する森林とする。 a 保安林に指定されている森林（水源かん養保安林、干害防備保安林等） b 森林の属性、位置が次のいずれかに該当する森林 (a) 上水道水源の集水域にある森林 (b) 水源涵（かん）養機能の評価区分が高い森林 c その他水源涵（かん）養機能の維持増進を図る必要がある森林
② 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 『山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林』	次のいずれかに該当する森林とする。 a 保安林に指定されている森林（土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林） b 砂防指定地、急傾斜崩壊危険区域、地すべり防止区域に指定されている森林 c 森林の属性、位置が次のいずれかに該当する森林 (a) 下流域に保全対象がある森林 (b) 山地災害防止機能の評価区分が高い森林 d その他山地災害防止／土壌保全機能の維持増進を図る必要がある森林

森林の区域	基準
③ 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 『快適環境形成機能維持増進森林』	次のいずれかに該当する森林とする。 a 保安林に指定されている森林(飛砂防備保安林、防風保安林、防霧保安林、潮害防備保安林等) b 森林の属性、位置が次のいずれかに該当する森林 (a) 集落や農地の周縁部にある森林 (b) 生活環境保全機能の評価区分が高い森林 c その他快適環境形成機能の維持増進を図る必要がある森林
④ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 『保健文化機能維持増進森林』	次のいずれかに該当する森林とする。 a 保安林に指定されている森林(保健保安林、風致保安林) b 自然公園、自然環境保全地区等の森林 c 森林の属性、位置が次のいずれかに該当する森林 (a) 森林公園、史跡等の周辺にある森林 (b) 希少動植物の生息地周辺にある森林 (c) 保健文化機能の評価区分が高い森林 d その他保健文化機能の維持増進を図る必要がある森林

イ 施業の方法に関する指針

市町村森林整備計画において公益的機能別施業森林の森林施業の方法を定めるに当たっての基準は、次のとおりです。

なお、区域内において機能が重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障が生じないように、施業方法を定めるものとします。

また、自然的社会的経済的諸条件を総合的に勘案して、森林所有者が受忍し得る範囲で定めるものとします。

森林の区域	指針
① 水源の涵（かん）養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 『水源涵（かん）養機能維持増進森林』	伐期の延長を図るとともに、皆伐によるものについては、伐採面積の規模を縮小するものとする。
② 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 『山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林』 『快適環境形成機能維持増進森林』 『保健文化機能維持増進森林』	a 特にこれらの公益的機能の発揮を図る必要がある森林については、択伐による複層林施業を行うものとする。 b a 以外の森林については、択伐以外の方法による複層林施業を行うものとする。 c 適正な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においても、機能の確保ができる場合には、長伐期施業（標準伐期齢のおおむね2倍以上に相当する林齢を超える林齢において主伐を行う森林施業）を行うことも可能とするものとする。この場合において、皆伐によるものについては、伐採面積の縮小・分散を図ることとする。 d 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林については、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うものとする。

（２） 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

木材生産機能の維持増進を図る森林の区域については、林木の生育が良好な森林で地形、地理等から効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定します。なお、当該区域のうち自然的・社会的条件が良い林業経営適地にあるものについては、特に効率的な施業が可能な森林の区域として確実に設定します。

ア 区域の設定の基準

森林の区域	基準
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 『木材生産機能維持増進森林』	次のいずれかに該当する森林とする。 なお、区域内において(1)の機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障が生じないように、区域を定めるものとする。 a 林木の生育が良好な森林 b 林道等の開設（予定）、地形等から効率的な木材生産が期待できる森林 c 木材等生産機能の評価区分が高い森林 d その他木材等生産機能の維持増進を図る必要がある森林

イ 施業の方法に関する指針

木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための造林、保育、間伐の方法の指針は「第4 森林の整備に関する事項」のとおりとします。その他伐採の方法等についての指針は、次表のとおりです。

また当該区域のうち林業経営適地においては、主伐後の植栽による確実な更新を行うほか、利活用等により機能の維持増進を図る天然林においては更新補助作業等を行うよう努めます。

人工林の生産目標ごとの主伐の時期

樹 種	地位級	標準的な施業体系			主伐時期の目安(林齢)
		生産目標	仕立方法	期待径級(cm)	
スギ	Ⅰ等地	一般建築材	中仕立	31 (22)	50 (35)
		造作材	中仕立	40	50
	Ⅱ等地	一般建築材	中仕立	25 (22)	50 (50)
		造作材	中仕立	40	70
ヒノキ	Ⅰ等地	一般建築材	中仕立	26 (22)	55 (40)
		造作材	中仕立	34	80
	Ⅱ等地	一般建築材	中仕立	21 (19)	55
アカマツ	Ⅱ等地	一般材	中仕立	26	40
		一般建築材	中仕立	34	70

注 期待径級、主伐時期の目安の裸書は一般建築材（合板・集成材を含む）を生産目標にする場合であり、括弧書は柱材を生産目標にする場合とする。

(3) 特に効率的な施業が可能な森林の区域に係る基準及び当該区域内における施業の方法に係る指針

ア 区域の設定の基準

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、特に効率的な施業が可能な森林の区域とするものは、航空レーザ計測データの解析結果を活用して、採算性の指標となる「林地傾斜」及び「車道からの距離」により、条件の良い区分を中心に効率的な施業が可能な適正規模（10～20ha）にまとめた事業地として特定した林業経営適地とする。

イ 施業の方法に関する指針

施業の方法として、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための造林、保育、間伐、伐採の方法等は、「(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域内における施業の方法に関する指針」に定めるとおりとします。

なお、造林については主伐後の植栽による確実な更新を行うほか、森林の集積・集約化や施業の機械化等を通じた効率的な森林整備を推進します。

(4) その他必要な事項

特になし。

4 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

区 分		現況	計画期末
面積 (ha)	人工林	26,227	26,184
	天然林	152,333	152,376
	利活用等により機能の維持増進を図る天然林	3,710	4,195
森林蓄積 (m ³ /ha)		147	152

注1 「人工林」とは、主として植栽又は人工下種により成立している森林をいう。例えば、植栽によるスギ、ヒノキ等からなる森林。

2 「天然林」とは、主として種子の自然散布による更新、ぼう芽による更新等の天然更新により成立している森林をいう。例えば、天然更新によるアラカシ、クヌギ、コナラ、ブナ等からなる森林。上表の数値は、天然林に加えて竹林及び未立木地等を含む。

3 「利活用等により機能の維持増進を図る天然林」とは、適切な整備により利活用等を促進し、多面的機能の維持増進を図る天然林をいう。例えば、里山林等の天然林のうち、製材・加工材、しいたけ原木、薪炭材、おが粉等として広葉樹材を利用している天然林、保健・レクリエーションの場として活用されている天然林、公益的機能の維持増進を図るため適切な整備を行う天然林。

5 その他必要な事項

森林の公益的機能を維持するために、県民生活に影響が大きい手入れ不足人工林の集中的な整備及び所有者の施業意思のない森林や所有者が不明な森林の公的管理を実施します。

また、地域住民等が里山林を活用しながら継続的に管理する取組を支援します。

第4 森林の整備に関する事項

立木の伐採（主伐）、造林、間伐及び保育の標準的な方法に関する指針については、次のとおりとし、その標準的な方法は立木の伐採（主伐）、造林、間伐及び保育を行う際の規範として市町村森林整備計画において定めるものとします。

1 立木竹の伐採（間伐以外）

（1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針は、次表のとおりです。

なお、伐採に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進を図るため、対象森林に関する自然的条件及び社会的条件、既往の施業体系、樹種の特性、木材の需要構造、森林の構成等を勘案するほか、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新方法を計画し、その方法を勘案するものとします。

立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

区 分	標準的な方法
皆伐	皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20ヘクタールごとに保残帯を設け、適確な更新を図るものとする。
択伐	択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下の伐採）とするものとする。 また、択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によるものとする。

（2）立木の標準伐期齢に関する指針

立木の標準伐期齢に関する指針は、次表のとおりです。

なお、標準伐期齢は、地域における立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として市町村森林整備計画で定められるものですが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務付けるものではありません。

立木の標準伐期齢に関する指針

スギ	ヒノキ	マツ	その他の針葉樹 (主として萌芽 によるものを除 く)	主として萌芽に よって生立する 樹種	主として植栽又 は下種によって 生立する広葉樹
35 年	40 年	(35 年) 30 年	40 年	20 年	45 年

注) マツの 35 年は、呉市、竹原市、三原市（本郷に限る。）、尾道市（尾道、向島、因島及び瀬戸田に限る。）、福山市（福山、内海、沼隈及び神辺に限る。）、東広島市（黒瀬及び安芸津に限る。）、江田島市及び大崎上島町の地域に適用する。

(3) その他必要な事項

立木の伐採（主伐）については、1（1）によるほか、以下のとおり取り扱うものとします。

ア 伐採の区域について

伐採を行う際には、対象区域で行う森林施業内容を見据え、傾斜や気象条件といった自然的条件等の影響を踏まえながら計画するとともに、公共施設や人家などからの距離、法令の指定状況等社会的状況を十分勘案し、効率的かつ安全に施業が行えるよう計画するものとします。

イ 伐採作業について

森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えるため、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和 3 年 3 月 16 日付け 2 林整整第 1157 号林野庁長官通知）に基づく方法による伐採・搬出を確実に実施することに加え、「伐採作業と造林作業の連携等による伐採と再生林のガイドライン（令和元年 8 月 5 日広島県林業課）」や次の点に留意して伐採を行うものとします。

- (ア) 伐採に伴い、路網・土場を開設する場合は、使用目的・期間に応じ林地保全に配慮した計画とするものとします。特に道路などの公共施設や人家などの保全対象が下にある場合は、「広島県森林作業道作設指針（令和 7 年 4 月 1 日最終改正広島県林業課）」を基準に最大限の注意を払うものとします。
- (イ) 伐採、搬出、林業機械の走行等に必要な集材路の作設等に当たっては、地形・地質等を考慮するだけでなく、伐採後の植栽作業や森林の早期回復を意識して、山地崩壊や表土の流出が起きないように留意するものとします。
- (ウ) 伐採後の更新を促進させるため、天然更新の場合は下層植生の保護に努め、人工造林の場合は地拵えの手間を省けるよう枝条残材の整理に努める

ものとしします。

また、枝条残材を現場に残す場合は、林地崩壊を誘発することがないよう、分散処理や杭止めなど適正な処理を行うものとしします。

ウ 伐採の周知について

市町村森林整備計画で定める一定規模以上の面積の伐採に当たっては、地域住民などの安全を確保し不安を招かないよう、必要に応じて作業内容を周知するものとしします。

エ 花粉発生源対策の加速化

花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進するものとしします。

オ 生物多様性の保全

森林の生物多様性の保全のため、多種多様な森林の配置を推進することとし、多様な伐期の設定、伐採面積の縮小・分散（伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保）、伐採後の更新の確保、尾根筋等の保護樹帯の設置、溪畔林の保全、樹洞木及び枯損木並びに目的樹種の成長を妨げない目的樹種以外の樹種の保残、二次的な里山林の保全管理等、「森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針」（令和6年3月林野庁策定）を踏まえた伐採を行うものとしします。

2 造林

造林については、裸地状態を早期に解消して森林の有する公益的機能の維持を図るため、更新されるべき期間内に行うほか、伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については早急な更新を図るものとします。

(1) 人工造林に関する指針

人工造林については、将来にわたり人工林を維持する自然的・社会的条件の良い林業経営適地のほか、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林において、主伐後の確実な植栽及び保育等を推進します。

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

人工造林の対象樹種に関する指針は、次表のとおりです。

人工造林の対象樹種は、次表の樹種を主体とするものの、適地適木として、広葉樹や郷土樹種も考慮に入れて、市町の区域内の森林の自然的条件等に適合するとともに、木材需要にも配慮して定めるものとします。

なお、苗木の選定については、特定母樹由来の苗木や花粉の少ない苗木（「スギ花粉発生源対策推進方針」（平成 13 年 6 月 19 日付け 13 林整保第 31 号林野庁長官通知）の別紙で定める花粉の少ない苗木と認めたスギ・ヒノキ苗木をいう。以下同じ。）の積極的な活用導入及び増加に努めるとともに、広葉樹の苗木については、生物多様性保全の観点から採取地が明らかな種穂を用いた苗木の選定に努めます。その他、「生態系被害防止外来種リスト」を踏まえて、生態系等への影響や同種の生物導入による遺伝的攪乱が生じるおそれのあるものは極力選定を避けるものとします。

人工造林の対象樹種の指針

針 葉 樹	広 葉 樹
スギ、ヒノキ、アカマツ（広島スーパーマツを含む）	ナラ類、カシ類、カエデ類、サクラ類、シデ類等

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

人工造林の標準的な方法に関する指針は、次表のとおりです。

なお、地形等の自然的条件を勘案して、伐採と造林の一貫作業システムの導入や、コンテナ苗の活用にも努め、省力化を含めた効率的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、施業の効率化や低コスト化を図るとともに、花粉の少ない苗木の植栽、広葉樹の導入等に努めるものとします。

人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数の指針

樹 種	仕立て方法	植栽本数
スギ	中仕立	1,500～3,000 本/ha
ヒノキ	中仕立	1,500～3,000 本/ha
クヌギ	中仕立	3,000～4,000 本/ha
アカマツ	中仕立	3,000～5,000 本/ha

注 広島スーパーマツは、アカマツに準ずる。

その他人工造林の方法の指針

区 分	標 準 的 な 方 法
地拵えの方法	伐採木及び枝条等が、植栽や保育作業の支障とならないように整理することとし、気象害や林地の保全に配慮する必要がある場合には、筋置とするなどの点に留意すること。
植付けの方法	自然的条件及び既往の植付け方法を勘案して、苗木の種類に応じた適切な植付け方法を選定すること。
植栽の時期	裸苗については、春に苗木が成長を始める前か、秋の成長休止期直前に行うこと。 コンテナ苗等については、通年植付けが可能であるが、盛夏及び厳寒時期の植付けには配慮すること。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている伐採跡地及びそれ以外の伐採跡地について、人工造林をすべき期間は次のとおりです。

伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

区 分		人工造林をすべき期間
植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている伐採跡地	皆伐	主伐として立木の伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内
	択伐	主伐として立木の伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内
植栽によらなければ適確な	人工造林の場合	皆伐 主伐として立木の伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内

更新が困難な森林として定められている伐採跡地以外の伐採跡地		択伐	主伐として立木の伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内
	天然更新において主伐として立木の伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年後までに適確な更新がなされない場合	皆伐	主伐として立木の伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年後から2年以内
		択伐	

(2) 天然更新に関する指針

天然更新は、不確実性が伴うことから、天然下種更新における前生稚樹の生育状況、ぼう芽更新における伐採時の林齢や根元直径等の対象森林の現況、周辺森林を含めた母樹の分布状況や鳥獣害の状況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等を十分確認すること等により、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとします。

また、伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図ることとします。

ア 天然更新の対象樹種に関する指針

天然更新の対象樹種に関する指針は、次表のとおりです。

天然更新の対象樹種に関する指針

区 分	針葉樹	広葉樹
天然更新の対象樹種	アカマツ	ナラ類、カシ類、カエデ類、サクラ類、シデ類等
ぼう芽による更新が可能な樹種		ナラ類、カシ類等

イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

天然更新の標準的な方法に関する指針は、次のとおりです。

(ア) 天然更新の対象樹種の期待成立本数及び天然更新すべき立木の本数に関する指針

樹種	期待成立本数	天然更新すべき本数
アカマツ、ナラ類、カシ類、カエデ類、サクラ類、	6,000 本/ha	期待成立本数に 10 分の 3 を乗じた本数以上の本数（ただし、樹高

シデ類等		が 30cm 以上かつ草丈以上のものに限る。) とするものとする。
------	--	-----------------------------------

(イ) 天然更新補助作業の標準的な方法に関する指針

区 分	標 準 的 な 方 法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行うこと。
刈出し	ササなどの下層植生により、天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこと。
植込み	天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽すること。
芽かき	ぼう芽発生後 2～3 年以降に 2～3 回、秋から冬にかけて、切株の下から出た優勢ぼう芽を残して他を除去すること。

(ウ) 伐採跡地の天然更新の完了を確認する方法の指針

伐採跡地の天然更新の完了を確認する方法の指針は、広島県天然更新完了基準（平成 21 年 3 月）とします。

なお、更新すべき立木の本数に満たず、天然更新が困難であると判断される場合には、天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図るものとします。

ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

伐採跡地の天然更新をすべき期間は、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後 5 年以内とします。

更新すべき期間内において、伐採のために設置した森林作業道や作業ヤード等で地表面がかき乱された林地が土砂の崩壊等を引き起こすおそれがある場合には、排水施設や土留の設置及び地表面侵食防止のための緑化を行うとともに、必要に応じて原形復旧のための筋工等の緑化施設の設置などの措置を講じるものとします。

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

次のような天然更新が期待できない森林については、植栽による更新の確保を図ることとし、市町村森林整備計画においてその基準及び所在を定めるものとします。

ア 種子を供給する母樹が存在しない森林

イ 天然稚樹の育成が期待できない森林

ウ 面積の大きな針葉樹人工林であって、林床に木本類が見られないもののう

ち、気候、地形、土壌条件、周囲の森林の状況等により、皆伐後も木本類の侵入が期待できない森林

エ 周辺の伐採跡地の天然更新の状況や、森林の早期回復に対する社会的要請により必要と思われる森林

(4) その他必要な事項

特になし。

3 間伐及び保育

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法については、資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造や根の発達を促すため、地域における既往の平均伐期齢や間伐の方法を勘案して、育成段階にあつては、伐採後、一定の期間内に林冠がうっ閉するよう、巻末の（附）参考資料 6「林分密度管理図」に基づき、次表のとおり上層木の平均樹高と間伐実施前の成立本数（ヘクタール当たり立木密度）により定めますが、これにより難しい場合は、標準伐期齢未満の森林は 10 年に 1 回、標準伐期齢以上の森林は 15 年に 1 回を標準として間伐を実施するものとします。

また、間伐率については、材積に係る伐採率が 35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね 5 年後においてその森林の樹冠疎密度が 10 分の 8 以上に回復することが確実であると認められる範囲内で定めるものとします。

また、施業の省力化・効率化の観点から、列状間伐の導入に努めます。

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

<スギ・ヒノキ 3,000 本/ha 植栽>

樹種	仕立本数 等	間伐の時期				間伐率 (%)	間伐の方法
		初回	2回目	3回目	4回目		
		I～II等地	I～II等地	I～II等地	I等地		
スギ	I等地 800 本/ha II等地 1,100 本/ha	樹高 11m	樹高 15m	樹高 19m	樹高 22m	23～27	林分密度管理図を参考に収量比数 Ry がおおむね 0.8 を超えない管理とする。
	〔参考〕間伐の時期の樹高に達する林齢の目安	15	21	29	39		
	間伐実施前の成立本数(本/ha)	2,600 本	2,000 本	1,500 本	1,100 本		
ヒノキ	I等地 800 本/ha II等地 1,200 本/ha	樹高 12m	樹高 14m	樹高 16m	樹高 18m	16～33	林分密度管理図を参考に収量比数 Ry がおおむね 0.8 を超えない管理とする。
	〔参考〕間伐の時期の樹高に達する林齢の目安	19	24	30	37		
	間伐実施前の成立本数(本/ha)	2,500 本	2,100 本	1,600 本	1,200 本		

注 生産目標は一般建築材（合板・集成材を含む）とするが、柱材を生産目標にする場合は、3 回目以降の間伐を省略する。なお、林齢の目安は、I 等地と II 等地の中間値とした。

<スギ・ヒノキ 2,000 本/ha 植栽>

樹種	仕立本数 等	間伐の時期		間伐率 (%)	間伐の方法
		初回	2回目		
		I～Ⅱ等地	I 等地		
スギ	I 等地 800 本/ha Ⅱ等地 1、100 本/ha	樹高 17m	樹高 21m	27～31	林分密度管理図を参考に収量比数 R_y がおおむね0.8を超えない管理とする。
	〔参考〕 間伐の時期の樹高に達する林齢の目安	25	35		
	間伐実施前の成立本数(本/ha)	1,600 本	1,100 本		
ヒノキ	I 等地 800 本/ha Ⅱ等地 1、100 本/ha	樹高 15m	樹高 18m	27～31	
	〔参考〕 間伐の時期の樹高に達する林齢の目安	27	37		
	間伐実施前の成立本数(本/ha)	1,600 本	1,100 本		

注 生産目標は一般建築材（合板・集成材を含む）とするが、柱材を生産目標にする場合は、間伐を省略する。なお、林齢の目安は、I等地とII等地の中間値とした。

<スギ・ヒノキ 1,500 本/ha 植栽>

樹種	仕立本数 等	間伐の時期		間伐率 (%)	間伐の方法
		初回			
		Ⅰ等地			
スギ	Ⅰ等地 800 本/ha Ⅱ等地 1、100 本/ha	樹高 21m		27	林分密度管理図を参考に収量比数 R_y がおおむね0.8を超えない管理とする。
	〔参考〕間伐の時期の樹高に達する林齢の目安	35			
	間伐実施前の成立本数(本/ha)	1,100 本			
ヒノキ	Ⅰ等地 800 本/ha Ⅱ等地 1、100 本/ha	樹高 18m		27	
	〔参考〕間伐の時期の樹高に達する林齢の目安	37			
	間伐実施前の成立本数(本/ha)	1,100 本			

注 生産目標は一般建築材（合板・集成材を含む）とするが、柱材を生産目標にする場合は、間伐を省略する。なお、林齢の目安は、I等地とII等地の中間値とした。

<アカマツ>

樹種	地位級	生産目標	間伐の時期（林齢）			間伐率 (%)	間伐の方法
			初回	2回目	3回目		
アカマツ	II等地	一般材	17	27		32～38	初回間伐の場合は、形質不良木を主体に2回目以降は、残存木の配置が均等になるよう選木する。
		一般建築材	17	27	45	18～38	

注 広島スーパーマツは、アカマツに準ずる。

長伐期施業を実施する場合の間伐の回数に関する指針

生産目標を造作材（末口径 30cm 以上の大径材生産）とする場合は、「長伐期施業暫定指針・追補（平成 19 年 3 月改訂）」に基づき、次表のとおり実施するものとします。

樹種	地位指数	間伐率
スギ	18	15年生から55年生まで10年毎に3割、以降20年ごとに2割
	16	20年生から50年生まで10年毎に3割、以降20年ごとに2割
ヒノキ	16	15年生から55年生まで10年毎に3割、以降20年ごとに2割
	14	15年生から75年生まで15年毎に3割、以降25年ごとに2割

注 「地位指数」とは、40年生時の樹高のこと。

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

保育の標準的な方法に関する指針は、目的樹種の樹木の成長を助け、健全な森林の育成を図るため、次表のとおりとしますが、状況に応じて下刈り回数の削減や実施期間の短縮に努めるものとします。

保育の標準的な方法に関する指針

保育の種類	樹種	地位級	植栽本数 (本/ha)	実施時期（林齢）					備考
				初回	2回目	3回目	4回目	5回目	
下刈	スギ	I～II	1,500～3,000	1	2	3	4	5	
	ヒノキ	I～II	1,500～3,000	1	2	3	4	5	
	アカマツ	I～II	3,000～5,000	1	2	3	4	5	
除伐	スギ	I～II	3,000	10～11					
			2,000	16～21					
			1,500	17～23					
	ヒノキ	I～II	3,000	11～14					
			2,000	15～20					
			1,500	19～26					
	アカマツ	II	3,000～5,000	10					

注1 地位級のI、IIはI等地、II等地を表す。

2 広島スーパーマツはアカマツに準ずる。

(3) その他必要な事項

特になし。

《参考》「コウヨウザン」

早生樹であるコウヨウザンの生育適地における造林の標準的な指針は、次表のとおりとします。

① 人工造林の標準的な方法に関する指針

仕立て方法	植栽本数
疎 仕 立	1,500 本/ha

② 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

仕立本数		間伐の時期	間伐の方法	
		初回	間伐率	選木の方法
910 本/ha		樹高 16m	30%	形質不良木を主体に、残存木の配置が均等になるように選木するものとする。
〔参考〕間伐の時期の樹高に達する林齢の目安	地位指数 26	17		
	地位指数 24	18		
	地位指数 22	20		
	地位指数 20	22		
	地位指数 18	25		
	地位指数 16	30		
間伐実施前の成立本数		1, 300 本/ha		

③ 保育の標準的な方法に関する指針

保育の種類	地位指数	実施時期（林齢）					備考
		初回	2回目	3回目	4回目	5回目	
下刈	26～16	1	2	3	4	5	

4 林道等の開設や林産物の搬出

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等の開設及び改良については、傾斜等の自然的条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網と林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものを実施するものとします。

また、林道の整備については、自然的・社会的条件が良い林業経営適地において森林の集積・集約化を進めているような地域等を主体に行い、木材輸送量の増大と走行車両の大型化等に対応するよう改築・改良を含む林道の質的な向上も推進するとともに、気候変動に伴う災害の激甚化に対応するため、災害時に代替路にもなる林道の整備等や、林地保全の観点から架線集材に対応した土場等を備えた林道の整備を推進します。特に林道の開設に当たっては、災害の激甚化や走行車両の大型化、未利用材の収集運搬の効率化に対応し、河川沿いを避けた尾根寄りの線形選択、余裕のある幅員や土場等の適切な設置、排水施設の適切な設置等を推進します。また、既設林道の改築改良に当たっては、走行車両の大型化等に対応できるよう、曲線部の拡幅や排水施設の機能強化など質的な向上を図ります。

なお、林道（林業専用道を含む。）の開設量については、Ⅲの第3の1に定める「森林の整備及び保全の目標」の実現を図るため、路網の骨格としての機能や森林施業の効率的な実施を確保する観点から、第2の2(4)「林道の開設又は拡張に関する計画」のとおり計画するものとします。

基幹路網の現状

区 分	路線数	延長 (km)
基 幹 路 網	567	772
うち林業専用道	0	0

※基幹路網とは、林道（林業専用道を含む。）をいう。

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

効率的な森林施業を推進するための作業システム別の路網密度の水準は、次表を目安とするものとします。

また、作業システムは、「林道」、「林業専用道」、「森林作業道」の適切な配置に加え、林業機械の導入による作業時間の短縮や人件費の削減を図るものとし、傾斜や路網密度を勘案して、フォワーダ等を使用する車両系とタワーヤード等を使用する架線系を施業地に応じて適用するものとします。

効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)	基幹路網
緩傾斜地 (0° ～15°)	車両系作業システム	110 以上	35 以上
中傾斜地 (15° ～30°)	車両系作業システム	85 以上	25 以上
	架線系作業システム	25 以上	
急傾斜地 (30° ～35°)	車両系作業システム	60 〈50〉 以上	16 以上
	架線系作業システム	20 〈15〉 以上	
急峻地 (35° ～)	架線系作業システム	5 以上	5 以上

注1 「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステムのこと。フォワーダ等を活用する。

2 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステムのこと。タワーヤード等を活用し、主に林業専用道を使用する。

3 「急傾斜地」の〈 〉書きは、広葉樹の導入による針広混交林化等を推進する森林における路網密度。

(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方

路網の整備と森林の集積・集約化により低コストの森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）は、スギ・ヒノキの人工林などが面的なまとまりを持ち、作業システムにより効率的な森林施業が可能な区域とします。

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

路網の整備に当たっては、「林道規程」（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）、「広島県林業専用道作設指針」（令和5年6月9日最終改正広島県林業課）、「広島県森林作業道作設指針」、「広島県森林作業道実施基準」（令和6年4月1日最終改正広島県林業課）に即して開設するものとします。

林道及び林業専用道については、安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を行うものとします。

森林作業道については、森林整備に継続的に用いられるものであり、作設に当たっては、土工量の縮減を通じて作設費用を抑制するとともに、土壌のかく乱を極力避けるため、地形に合わせた作業システムに対応する必要最小限の規格で計画するものとし、規格・構造の考え方は「広島県森林作業道作設指針」に示します。

(5) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

該当なし。

(6) その他必要な事項

林産物の搬出については、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えつつ、効率性を確保するよう、傾斜等の地形、地質、土壌等の条件に応じた適切な方法により行います。

特に、林産物の搬出の方法を定めなければ土砂の流出又は崩壊を引き起こすおそれがあり、森林の更新又は森林の土地の保全に支障を生ずるものとして搬出の方法を特定する森林については、第5の1（2）に定めるものとし、地表を極力損傷しないよう、架線集材等により林産物の搬出を行います。

5 森林施業の合理化等

森林の整備及び保全の目標を達成するために必要な森林施業の合理的推進に資するための条件整備として、森林経営計画の作成等の積極的な推進、当該区域における路網整備、森林の集積・集約化、作業システムの高度化等のほか、「3 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項」で定める、特に効率的な施業が可能な森林の区域の設定を推進します。

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大、森林施業の共同化及び森林経営管理制度の活用に関する方針

長期にわたる持続的な経営を担う林業経営体への林業経営適地の集積・集約化を進めるため、リモートセンシングデータを活用した森林境界の明確化や森林情報の整備・提供等に取り組めます。また、所有者不明森林への対応として、森林所有者の探索、間伐等経営管理権の設定、特定措置の活用などの取組を促進します。

林業経営適地の集約化の効率的な取組に向け、市町と林業経営体との協力体制のもと、林業経営体による森林経営計画の作成や市町による森林経営管理制度の取組を促進します。また、施業実施協定・施業施設協定の締結等により、森林所有者等の共同による森林施業を促進します。

(2) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

ア 林業経営体の育成

高い収益性と生産性を実現することで森林所有者の所得向上につながりうる能力を有するとともに、主伐・再造林や間伐等の実施などにより持続的な林業経営を行うことが可能な経営力の高い林業経営体の育成を図ります。

また、効率的な木材生産が可能となる集積・集約化された事業地を確保し、その区域を林業経営体が計画的な林業経営を行うことで、効率的かつ安定的な木材生産体制を構築するとともに、スマート林業技術等の導入等により植栽・保育・間伐・主伐の各段階での効率化を図ることにより、林業経営体や森林所有者の利益を確保し、林業経営に対する意欲を高める取組を推進することで、経営基盤の強化を図ります。

イ 林業従事者の確保・育成

林業への就業希望者に対して、就職先の斡旋や定住先の確保の相談など、マンツーマンできめ細やかな対応を行うことにより、林業従事者の確保を図ります。

また、「緑の雇用」などの研修により、林業従事者の育成を図るとともに、地域の実態に応じた林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性

等の活躍・定着、外国人材の適正な受入れに向けた環境整備、技能検定制度等の活用の促進に取り組みます。また、林業経営体の安全管理体制の強化による労働安全衛生の向上など、就業条件の改善等を進め、林業従事者の定着率の向上を図ります。

(3) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

林業経営体が効率的かつ安定的に木材生産体制を構築するとともに、植栽・保育・間伐・主伐における各段階での効率化を図るため、生産性の向上や、労働負荷の軽減を図る上で重要となる遠隔操作、自動運転、林内走行等を含むスマート林業技術が実装された林業機械の導入や稼働率の向上を促進します。

併せて、伐採・搬出等の生産性の向上を図るとともに、現場の課題に的確に対応できる技術者の育成に向け、技術研修等を実施します。

(4) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

ア 県産材製品の供給体制の構築

県産材の規格に応じて有利に利用されるように、生産量が増加しつつあるスギ大径材やヒノキに対応できる流通・加工施設の整備を支援するとともに、住宅以外の建築分野にも対応できるプレカット工場の整備を支援するなど、県産材の需要拡大につながる流通・加工施設の整備を推進します。

また、木材に係るコスト構造の整理や立木価格の公表等の円滑な価格交渉に向けた情報の整理や共有、「林業・木材産業における適正取引推進ガイドライン」（令和7年11月林野庁策定）に基づく商慣習の見直し、国内市場で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進め、持続可能な木材取引に向けた条件整備を図ります。

イ 県産材需要の確保

県産材需要の確保に向け、住宅分野でのヒノキ材の利用拡大に加え、住宅以外の建築分野について、引き続き木造設計に精通した建築士の育成を進めるとともに、育成した建築士が木造化を提案しやすい環境整備に取り組みます。また、広葉樹利用の高付加価値化を進めます。

(5) その他必要な事項

山村地域の発展の観点から、林業・木材産業の成長・発展、森林空間の活用を含む「森業」等を推進し、就業・収入機会の創出による移住・定住の促進や関係人口の創出・拡大等を図ります。

また集落の生活基盤となる里山林等を維持するため、地域住民団体や森林ボランティア団体などによる継続的な保全管理や利用を推進します。

第5 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

全国森林計画第4表(3)「森林の土地の保全に特に留意すべき森林」の指定基準に基づき、森林の施業及び土地の形質の変更に当たり、水源の涵(かん)養、土砂の流出及び崩壊の防止上、特に林地の保全に留意すべき森林は、次に掲げる保安林及び保安施設地区の森林とします。

- ① 水源かん養保安林 ② 土砂流出防備保安林 ③ 土砂崩壊防備保安林
- ④ 防風保安林 ⑤ 防火保安林 ⑥ 魚つき保安林
- ⑦ 保健保安林 ⑧ 保安施設地区の森林

樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

森林の所在		計画対象民有林面積 (ha)	内訳		留意すべき事項
市町			保安林等	保安林等以外の 森林	
計画区総数		178, 560. 01	51, 652. 35	126, 907. 66	林地の適正な管理並びに適切な施業の実施により林地の保全を図るほか、土地の形質の変更に当たっては、特に林地の保全に支障を及ぼさないよう十分留意するものとする。
呉市		22, 647. 12	6, 419. 78	16, 227. 34	
竹原市		8, 049. 43	3, 074. 48	4, 974. 95	
三原市		29, 669. 12	9, 039. 00	20, 630. 12	
尾道市		14, 660. 18	4, 190. 18	10, 470. 00	
福山市		25, 952. 49	6, 372. 60	19, 579. 89	
府中市		13, 155. 83	3, 536. 76	9, 619. 07	
東広島市		37, 975. 56	11, 897. 99	26, 077. 57	
江田島市		5, 075. 64	1, 346. 00	3, 729. 64	
豊田郡	大崎上島町	1, 810. 61	168. 55	1, 642. 06	
世羅郡	世羅町	19, 564. 03	5, 607. 01	13, 957. 02	

※箇所別明細は森林簿や保安林台帳による。

※保安林等：保安林又は保安施設地区

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法

該当なし。

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質の変更に当たっては、林地開発許可制度の適正な運用を図ることとし、地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林、居住環境の保全・形成に重要な役割を果たす森林の他用途への転用は極力避けるものとします。

また、土石の切取、盛土その他の土地の形質の変更を行う場合には、気象、地形、地質等の自然的条件、地域における土地利用及び森林の現況並びに土地の形質変更の目的及び内容を総合的に勘案して実施地区の選定を適切に行うとともに、法面の緑化、土留工等の防災施設、調整池等の設置及び環境の保全等のための森林の適正な配置等の適切な措置を講ずるものとします。

その際、林地への再生可能エネルギー発電設備の設置に当たり、国土及び環境の保全の観点から、森林の公益的機能の発揮との調和を図っていきます。

また、防災や環境への影響等に対する懸念が高まっている太陽光発電設備の設置に係る開発については、地域との共生が図られるよう、許可基準等の見直しにより規律を強化した林地開発許可制度を厳正に運用します。

なお、土砂の搬出については、広島県土砂の適正処理に関する条例（平成 16 年広島県条例第 1 号）を遵守するものとします。

加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に基づき、知事等が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用します。

(4) その他必要な事項

特になし。

2 保安施設

(1) 保安林の整備に関する方針

流域における森林に関する自然的条件、社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵（かん）養、災害の防備の目的を達成するため保安林として指定する必要がある森林について、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林等の指定に重点を置いて保安林の配備を計画的に推進します。

また、指定済保安林については、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を確保します。

(2) 保安施設地区の指定に関する方針

保安林の指定目的のうち、水源の涵（かん）養又は災害の防備の目的を達成するために森林の造成事業、森林の造成若しくは維持に必要な事業を行う場合には、保安施設地区の指定を行うことができるものとし、指定期間満了の時に森林であるものについては、既に保安林であるものを除き保安林に転換し管理します。

(3) 治山事業の実施に関する方針

治山事業については、安心・安全の確保を図る観点から、流域における森林に関する自然的条件等を勘案し、豪雨、地震等の多様な自然現象による山地災害に対して強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、事前防災・減災の考え方に立ち、近年、頻発する集中豪雨や地震等による大規模災害の発生が高まっていることや山腹崩壊に伴う流木災害が顕在化していることを踏まえ、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地を対象として、治山施設による整備と機能低下した保安林の整備等を流域の特性に応じて計画的に実施します。その際、土砂流出防備等の機能の十全な発揮を図る観点から、保安林の配備による伐採等に対する規制措置と治山事業の実施の一体的な運用等に努めます。

治山事業の実施に当たっては、本県の山地災害の特色を反映した対策を講じるため、平成 31 年 3 月に策定した「平成 30 年 7 月豪雨災害を踏まえた治山対策方針」に基づき、ハード対策及びソフト対策による治山対策に取り組みます。

ハード対策については、災害後の調査で、溪流内堆積物や周辺の侵食された斜面の内部に存在する転石が流下したことにより、下流への被害が助長された箇所が多く見られたことから、新たな治山ダムの計画にあたっては、転石の衝撃力に耐えうる天端厚の設定や鉄筋の挿入による補強などの巨石を含む転石対策に取り組むとともに、一部の治山ダムで土石流による損壊が見られたことから、再度災害のおそれが高く、土石流による甚大な被害が懸念される箇所については、土石流流体力を考慮した土石流対応型の治山ダムを整備します。

また、森林病虫害や鳥獣害を原因とした裸地化の進行等による土砂流出の発生

抑制など関係者一体となった予防治山対策、流木捕捉式治山ダムの設置や根系等の発達を促す間伐等の森林整備、流木化する可能性の高い流路部の立木の伐採など関係者と連携した流木対策に取り組めます。

ソフト対策については、地形図による判読ではわからない地形からの崩壊発生が見られたことから、レーザ解析手法等を用い、従来の地形図では判読できなかった微地形や山地災害の危険地区を高い精度で把握し、事業計画の策定や事業の優先度決定に活用するとともに、山地災害の危険性や避難行動などについて、県民及び地域住民等へ周知します。

既存の治山施設については、施設点検結果を基に個別施設計画を策定し、治山施設の老朽化対策及び機能強化を図ります。

(4) 特定保安林の整備に関する事項

指定の目的に即して機能していないと認められる保安林であって、その区域内に次の要件の全てを満たす森林が存するものについては、当該保安林を特定保安林として指定するとともに、その整備に当たっては、間伐等の必要な施業等を積極的かつ計画的に推進して、当該目的に即した機能の確保を図ります。

特に、造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要があると認められる森林については、要整備森林とし、森林の現況等に応じて、必要な施業の方法及び時期を明らかにした上で、その実施の確保を図ります。

ア 下層植生が消失しており、森林土壌が流出し、又はそのおそれがあると認められる森林、林冠が疎開しており、林木の生育状況等からみてうっ閉せず、又はうっ閉するまで長期を要すると認められる森林、つる類が繁茂している等林相が著しく悪化し、又はそのおそれがあると認められる森林等、下層植生や土壌の状況、樹冠疎密度、林木の生育状況等からみて、指定の目的に即した機能を確保するため早急に施業を実施する必要があると認められる森林

イ 気候、地形、土壌等の自然的条件からみて、施業を行うことにより、健全な林木の生育が見込まれ、指定の目的に即した機能を確保し得ると認められる森林

ウ 法令上の制限、林道の整備状況等からみて、森林所有者等に施業を実施させることが相当であると認められる森林

(5) その他必要な事項

保安林の適正な管理を確保するため、地域住民、地方公共団体の協力・参加が得られるよう努めるとともに、保安林の台帳の調整等及び標識の設置等を適正に行います。

3 鳥獣害の防止

市町村森林整備計画において、鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法を定めるに当たっての方針は、次のとおりです。

(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

ア 区域の設定の基準

鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域は、「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準」(平成 28 年 10 月 20 日付け 28 林整研第 180 号林野庁長官通知)に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による森林被害の状況等を把握できる全国共通データ等を踏まえて設定します。

イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針

鳥獣害の防止に当たっては、森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図ることを旨として、地域の実情に応じて、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、植栽木の保護措置又は捕獲による対策を推進します。

その際、地域の鳥獣被害実態を把握するために、被害状況調査等を実施し、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整を図ります。

(2) その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認するため、必要に応じて植栽木の保護措置実施箇所への調査・巡回、各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業体や森林所有者等からの情報収集等に努めます。

また、林業従事者等を対象とした、シカの生態、防護対策及び捕獲のための罠の設置方法の知識や技術の習得を目的とした研修を実施し、シカ被害抑制対策のための人材を育成します。

4 森林病虫害の駆除と予防・その他の森林の保護等

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

森林病虫害等の被害対策に当たっては、被害の未然防止、早期発見及び早期駆除等に努めるものとします。

なお、松くい虫による被害については、被害状況に応じて、防除対策、被害跡地対策及び天然力の活用を主体とした広葉樹等への樹種転換を図ります。

また、ナラ枯れ被害については、関係機関と情報の共有を図るとともに、被害の状況等に応じて、被害先端地等における適切な防除を推進します。

(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）

3(1)アにおいて定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害について、その防止に向け、森林被害の発生状況の把握に努めるとともに、関係行政機関、森林所有者及び関係団体等が協力して計画的に行う防除活動等を推進します。また、鳥獣害防止森林区域の設定の有無に関わらず、野生鳥獣の生息環境の保全・整備に向けて、林業経営適地以外の人工林の針広混交林化や広葉樹林化による天然林への着実な移行に取り組むほか、里山林整備活動の促進やバッファゾーン（緩衝地帯）の設置等に取り組みます。

(3) 林野火災の予防の方針

山火事等の森林被害を未然に防止するため、火災の発生が多い時期においては、山火事防止の普及啓発などを強化します。

また、保安林等県土保全上重要な地域を中心に、防火帯林道等の整備に努めるものとします。

なお、森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合には、市町村森林整備計画に留意事項を定めることとします。

(4) その他必要な事項

自然災害の発生状況の把握に努めるとともに、被害の救済を図るため、森林保険の加入を促進します。

第6 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

市町村森林整備計画において森林の保健機能の増進に関する事項を定める場合には、次の事項を指針とします。

1 保健機能森林の区域の基準

保健機能森林は、湖沼、溪谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林等保健機能の高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の存する地域の実情、森林の利用者の意向等からみて、森林の保健機能の増進を図るため整備することが適当であり、かつ、森林施業の担い手が存在するとともに、森林保健施設の整備が行われる見込みのある森林について設定します。

2 その他保健機能森林の整備に関する事項

(1) 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の一層の増進を図るとともに、森林保健施設の設置に伴う森林の有する水源の涵（かん）養及び国土保全等の機能の低下を補完するため、自然環境の保全及び森林の有する諸機能の保全に配慮しつつ、森林の特色を踏まえて、多様な施業を積極的に実施します。

なお、これらの場合において、快適な森林環境の維持及び利用の利便性にも配慮し、間伐、除伐等の保育を積極的に行います。

(2) 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

森林保健施設の整備に当たっては、自然環境の保全、県土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、多様な森林保健施設の整備を行います。

また、対象森林を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高（すでに標準伐期齢に達している立木にあってはそ
の樹高））を定めます。

(3) その他必要な事項

保健機能森林の管理及び運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、森林及び森林保健施設の適切な管理、防火体制及び防火施設の整備並びに利用者の安全及び交通の安全・円滑の確保に留意します。

なお、保健機能森林の設定、保健機能森林の整備等に当たっては、当該森林によって確保されてきた自然環境の保全及び県土の保全に適切な配慮を行います。

第7 その他必要な事項

1 保安林その他制限林の施業方法

単位：面積ha

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考
水源かん養保安林	計		8,440.83	別表「森林の施業方法」のとおり	
	竹原市	(竹原)	1.16		
	三原市	(大和)	1,206.75		
		(久井)	103.41		
	尾道市	(尾道)	59.48		
		(御調)	17.86		
	福山市	(新市)	86.46		
		(加茂)	347.29		
		(駅家)	14.27		
	府中市	(府中)	162.03		
		(協和)	685.94		
		(上下)	1,002.28		
	東広島	(志和)	652.10		
		(福富)	987.75		
		(豊栄)	559.49		
		(河内)	463.13		
	世羅町	(甲山)	1,386.92		
		(世羅)	432.51		
		(世羅西)	272.00		
土砂流出防備保安林	計		42,703.74	別表「森林の施業方法」のとおり	
	呉市	(呉)	3,568.19		
		(音戸)	28.04		
		(倉橋)	550.12		
		(下蒲刈)	42.88		
		(蒲刈)	22.96		
		(安浦)	1,224.95		
		(川尻)	615.33		
		(豊浜)	42.86		
		(豊)	16.54		
	竹原市		3,053.11		
	三原市	(三原)	3,388.02		
		(大和)	1,987.89		
		(本郷)	1,449.03		
		(久井)	912.13		

単位：面積ha

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考
土砂流出防備保安林	尾道市	(尾道)	1,910.54	別表「森林の施業方法」のとおり	
		(因島)	233.54		
		(瀬戸田)	151.92		
		(御調)	1,679.02		
		(向島)	116.93		
	福山市	(福山)	2,330.87		
		(内海)	297.03		
		(沼隈)	757.87		
		(新市)	400.30		
		(神辺)	1,176.57		
		(加茂)	414.86		
		(芦田)	410.24		
		(駅家)	107.18		
	府中市	(府中)	931.76		
		(協和)	299.73		
		(上下)	467.57		
	東広島市	(西条)	1,754.85		
		(八本松)	1,263.15		
		(志和)	450.68		
		(高屋)	1,015.61		
		(黒瀬)	926.15		
		(福富)	253.13		
		(豊栄)	878.66		
		(河内)	1,193.99		
		(安芸津)	1,357.76		
	江田島市	(江田島)	719.73		
		(能美)	69.97		
		(沖美)	392.11		
		(大柿)	163.84		
	大崎上島町	(大崎)	65.10		
		(東野)	17.73		
		(木江)	70.10		
	世羅町	(甲山)	2,327.12		
		(世羅)	888.95		
		(世羅西)	307.11		

単位：面積ha

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考
土砂崩壊防備保安林	計		172.29	別表「森林の施業方法」のとおり	
	呉市	(呉)	21.07		
		(音戸)	0.82		
		(倉橋)	0.46		
		(下蒲刈)	7.57		
	竹原市		11.30		
	三原市	(三原)	16.87		
		(本郷)	8.96		
	尾道	(尾道)	3.60		
		(向島)	0.41		
	福山市	(福山)	59.42		
		(内海)	1.89		
		(沼隈)	13.73		
		(神辺)	5.40		
	府中市	(府中)	12.16		
	東広島市	(河内)	0.53		
		(安芸津)	2.45		
	江田島市	(江田島)	0.24		
		(能美)	0.12		
	大崎上島町	(大崎)	0.57		
	世羅町	(甲山)	0.57		
		(世羅)	2.88		
		(世羅西)	1.27		
防風保安林	計		29.83	別表「森林の施業方法」のとおり	
	呉市	(倉橋)	28.61		
		(蒲刈)	0.86		
	福山市	(内海)	0.36		
干害防備保安林	計		44.96	別表「森林の施業方法」のとおり	
	府中市	(上下)	44.96		
防火保安林	計		17.83	別表「森林の施業方法」のとおり	
	呉市	(呉)	3.20		
		(安浦)	12.59		
		(川尻)	2.04		

単位：面積ha

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考
魚つき保安林	計		49.64	別表「森林の施業方法」のとおり	
	呉市	(呉)	3.93		
		(倉橋)	19.70		
		(下蒲刈)	13.42		
		(川尻)	0.12		
		(豊浜)	2.49		
	竹原市		8.91		
	福山市	(福山)	0.16		
		(内海)	0.92		
保健保安林	計		3,243.74	別表「森林の施業方法」のとおり	
	呉市	(呉)	188.06		
		(音戸)	2.63		
		(倉橋)	157.82		
		(下蒲刈)	6.50		
		(安浦)	158.80		
		(川尻)	458.62		
		(豊浜)	12.03		
		(豊)	9.15		
	竹原市		245.13		
	三原市	(三原)	40.04		
		(本郷)	7.85		
	尾道市	(尾道)	9.38		
		(因島)	27.80		
		(向島)	43.39		
	福山市	(福山)	163.41		
		(沼隈)	7.21		
	府中市	(府中)	10.92		
		(上下)	0.74		
	東広島市	(西条)	214.65		
		(八本松)	107.72		
		(黒瀬)	9.03		
		(福富)	9.71		
		(豊栄)	53.52		
		(河内)	118.29		
		(安芸津)	691.98		
	江田島市	(江田島)	122.71		

単位：面積ha

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考
保健保安林	大崎上島町	(大崎)	12.20	別表「森林の施業方法」のとおり	
		(木江)	32.27		
	世羅町	(甲山)	158.60		
		(世羅)	69.38		
		(世羅西)	94.22		
設保安 地区施	計		2.45	別表「森林の施業方法」のとおり	
	呉市	(安浦)	2.45		
砂防法	砂防指定地	計		4,900.19	
		呉市	(呉)	43.40	
			(倉橋)	24.60	
			(蒲刈)	34.04	
			(安浦)	3.68	
			(川尻)	8.31	
			(豊浜)	39.28	
			(豊)	9.21	
		竹原市		130.06	
		三原市	(三原)	289.03	
			(大和)	48.46	
			(本郷)	189.09	
		尾道市	(尾道)	207.38	
			(因島)	43.11	
			(瀬戸田)	52.07	
			(御調)	103.05	
			(向島)	67.33	
		福山市	(福山)	312.99	
			(内海)	1.57	
			(沼隈)	1.89	
			(神辺)	1,320.14	
			(加茂)	209.66	
			(芦田)	152.48	
			(駅家)	43.12	
		府中市	(府中)	61.11	
			(協和)	1.79	
			(上下)	78.85	

広島県砂防指定地管理条例の定めによる。

単位：面積ha

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考
砂防法	砂防指定地	東広島市	(西条)	0.44	広島県砂防指定地管理条例の定めによる。
			(八本松)	26.53	
			(高屋)	42.63	
			(黒瀬)	2.25	
			(福富)	368.15	
			(豊栄)	18.08	
			(河内)	25.08	
			(安芸津)	74.40	
		江田島市	(江田島)	19.32	
			(能美)	0.81	
			(沖美)	21.65	
			(大柿)	1.47	
		大崎上島町	(大崎)	2.38	
			(東野)	2.74	
			(木江)	3.25	
		世羅町	(甲山)	672.85	
			(世羅)	118.59	
			(世羅西)	23.88	
国立公園	第1種特別	計		10.20	自然公園法の定めによる。
		呉市	(倉橋)	0.52	
		福山市	(福山)	3.72	
		江田島市	(沖美)	4.66	
		大崎上島町	(大崎)	0.24	
			(東野)	1.06	
	第2種特別	計		2,301.82	自然公園法の定めによる。
		呉市	(呉)	277.05	
			(倉橋)	457.60	
			(安浦)	43.06	
			(川尻)	5.42	
			(豊)	8.35	
		竹原市		85.06	
		三原市	(三原)	336.27	
		尾道市	(尾道)	111.13	
			(因島)	374.47	
			(瀬戸田)	188.34	
			(向島)	71.33	

単位：面積ha

単位：面積ha

種類		森林の所在		面積	施業方法	備考		
国立公園	第2種特別	福山市	(福山)	98.42	自然公園法の定めによる。			
			(内海)	0.20				
			(沼隈)	106.52				
		東広島市	(安芸津)	2.98				
		大崎上島町	(大崎)	90.15				
			(東野)	26.37				
			(木江)	19.09				
	第3種特別	計		132.92	自然公園法の定めによる。			
		呉市	(安浦)	102.35				
			(川尻)	30.57				
県立自然公園	第1種特別	計		46.92	広島県立自然公園条例の定めによる。			
		三原市	(三原)	17.73				
		福山市	(加茂)	29.19				
	第2種特別	計		249.23				
		三原市	(三原)	75.92				
			(本郷)	3.50				
			(久井)	3.83				
		福山市	(加茂)	70.79				
		東広島市	(河内)	95.20				
		第3種特別	計			666.85	広島県立自然公園条例の定めによる。	
	三原市		(三原)	621.05				
			(本郷)	0.10				
			(久井)	14.80				
	福山市		(加茂)	10.77				
	東広島市	(河内)	20.12					
	鳥獣保護管理法	特別保護地区	計			1.23	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の定めによる。	
			尾道市	(因島)		1.23		
都市計画法	風致地区	計		598.96	風致地区内における建築等の規制に関する条例の定めによる。			
		竹原市		64.09				
		三原市	(久井)	0.31				
		福山市	(福山)	534.56				

単位：面積ha

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考
文化財保護法及び県文化財保護条例	史跡及び県史跡指定地域	計		169.50	
		呉市	(倉橋)	1.17	
		竹原市		5.67	
		三原市	(三原)	30.33	
			(本郷)	36.95	
		尾道市	(尾道)	13.36	
			(因島)	12.70	
		福山市	(福山)	0.65	文化財保護法及び広島県文化財保護条例の定めによる。
			(新市)	37.83	
		府中市	(府中)	0.95	
			(上下)	10.54	
		東広島市	(西条)	13.18	
			(高屋)	3.96	
		世羅町	(甲山)	2.20	
	名勝及び県名勝指定地域	計		1.57	文化財保護法及び広島県文化財保護条例の定めによる。
		呉市	(呉)	1.57	
	天然記念物及び県天然記念物指定地域	計		82.67	
		三原市	(三原)	1.99	文化財保護法及び広島県文化財保護条例の定めによる。
			(久井)	26.43	
		尾道市	(瀬戸田)	0.42	
		福山市	(加茂)	16.22	
		府中市	(上下)	1.78	
		東広島市	(福富)	32.13	
			(豊栄)	0.62	
		世羅町	(甲山)	2.80	
			(世羅西)	0.29	

単位：面積ha

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考
県自然環境保全条例	自然環境保全地域特別	計		81.67	
		呉市	(川尻)	40.51	
		府中市	(上下)	29.10	
		世羅町	(世羅)	12.06	
県自然環境保全条例	自然環境保全地域普通地区	計		5.40	
		呉市	(安浦)	0.02	
		府中市	(上下)	5.24	
		世羅町	(世羅西)	0.14	
	緑地環境保全地域	計		34.13	
		呉市	(下蒲刈)	2.03	
			(安浦)	1.26	
		尾道市	(尾道)	5.85	
		福山市	(駅家)	10.87	
		東広島市	(西条)	2.15	
			(志和)	1.66	
			(安芸津)	2.18	
		世羅町	(甲山)	8.12	
		計		94.19	
	急傾斜地崩壊危険区域	呉市	(呉)	26.21	
			(倉橋)	1.24	
			(安浦)	1.38	
			(豊浜)	4.80	
		竹原市		18.07	
		三原市	(三原)	1.76	
			(本郷)	0.70	

広島県自然環境保全条例の定めによる。

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の定めによる。

単位：面積ha

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考
急傾斜地法	急傾斜地崩壊危険区域	尾道市	(尾道)	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の定めによる。	
			(因島)		
			(御調)		
		福山市	(福山)		
			(内海)		
			(沼隈)		
		福山市	(芦田)		
		府中市	(府中)		
			(上下)		
		東広島市	(八本松)		
			(豊栄)		
			(安芸津)		
		江田島市	(江田島)		
			(能美)		
			(大柿)		
		大崎上島町	(大崎)		
			(東野)		
			(木江)		
地すべり等防止法	地すべり防止区域	計		地すべり等防止法の定めによる。	
		三原市	(三原)		
			(大和)		
		尾道市	(尾道)		
		福山市	(福山)		
		世羅町	(甲山)		

2 その他必要な事項

特になし。

別 表

森林の施業方法

種類	施 業 方 法	
	伐 採 方 法	そ の 他
水源かん養保安林	1 主伐 (1) 伐採種 特に定めない。 ただし、林況が粗悪な森林、急傾斜地、保安施設事業の施工地等の森林で伐採方法を制限しなければ土砂が崩壊し、又は流出するおそれがあると認められるもの及びその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあっては択伐とし、その程度が特に著しいと認められるものにあっては禁伐とする。 (2) 伐採することのできる立木の年齢 樹種別に定める標準伐期齢（市町村森林整備計画で定める。）以上とする。 (3) 皆伐する場合の制限 伐採年度（毎年4月1日から翌年3月31日までの期間）ごとに皆伐することのできる1か所当たりの面積は20ヘクタール以下の範囲内で定めた伐採の限度とする。 (4) 択伐する場合の制限 ア 択伐率は、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えた時の当該森林の立木の材積を減じて得た材積を、当該年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得た割合とする。 ただし、その算出された率が30パーセントを超えるときは30パーセント（適確な更新が認められる森林（植栽義務が定められている森林等）については40パーセント）とする。 イ 指定後最初に行う場合の択伐率は、アにかかわらず30パーセント（適確な更新が認められる森林（植栽義務が定められている森林等）については40パーセント）に当該森林の立木材積、その他立木の構成状態に応じて定める係数を乗じた割合とする。 2 間伐 (1) 間伐することのできる箇所 樹冠疎密度が80パーセント以上の箇所とする。 (2) 間伐のできる立木の材積 当該林分の伐採時の立木材積の35パーセントを超えず、かつ、伐採後5年を経過して樹冠疎密度が80パーセント以上に回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。	1 更新 成林が早急にしかも確実に期待される場合は、天然更新によることができるが、成林の見込みが困難な箇所及び樹種、林相の改良を目的とした伐採跡地については人工更新による。 2 その他 落葉・下草・土石の採取は原則として禁止する。 ただし、造林又は保育のためにする地拵、下刈、除伐、つる切り又は枝打ちなどの森林施業はこの限りでない。
土砂流出防備保安林	1 主伐 (1) 伐採種 特に定めない。 ただし、皆伐することができるのは、地盤が比較的安定した森林とし、その他の森林にあっては択伐とするが、保安施設事業の施工地の森林で地盤が安定していないもの、その他伐採すれば著しく土砂が流出するおそれがあると認められる森林にあっては禁伐とする。 (2) 伐採することのできる立木の年齢 （水源かん養保安林と同じ） (3) 皆伐する場合の制限 伐採年度（毎年4月1日から翌年3月31日までの期間）ごとに皆伐することができる1か所当たりの面積は10ヘクタール以下の範囲内で定めた伐採の限度とする。 (4) 択伐する場合の制限 （水源かん養保安林と同じ）	1 更新 原則として現在樹種の天然更新によるが、成林の見込みが困難な箇所については人工更新による。 2 その他 （水源かん養保安林と同じ）

種類	施 業 方 法	
	伐 採 方 法	そ の 他
防 土 備 砂 保 流 安 出 林	2 間伐 (1) 間伐することのできる箇所 (水源かん養保安林と同じ) (2) 間伐のできる立木の材積 (水源かん養保安林と同じ)	
土 砂 崩 壊 防 備 保 安 林	1 主伐 (1) 伐採種 択伐とする。 ただし、保安施設事業の施工地で地盤の安定していないもの、その他伐採すれば著しく土砂が崩壊するおそれがあると認められる森林にあつては禁伐とする。 (2) 伐採することのできる立木の年齢 (水源かん養保安林と同じ) (3) 択伐する場合の制限 (水源かん養保安林と同じ) 2 間伐 (1) 間伐することのできる箇所 (水源かん養保安林と同じ) (2) 間伐のできる立木の材積 (水源かん養保安林と同じ)	1 更新 原則として現在樹種の天然更新による。 2 その他 落葉・下草・土石の採取は原則として禁止する。
防 風 保 安 林	1 主伐 (1) 伐採種 特に定めない。 ただし、林帯の幅がおおむね 20 メートル未満の狭小な森林その他林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地の成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあつては択伐とし、その程度が特に著しいと認められるもの（林帯については、10 メートル未満のもの）にあつては禁伐とする。 (2) 伐採することのできる立木の年齢 (水源かん養保安林と同じ) (3) 択伐する場合の制限 (水源かん養保安林と同じ) 2 間伐 (1) 間伐することのできる箇所 (水源かん養保安林と同じ) (2) 間伐のできる立木の材積 (水源かん養保安林と同じ)	1 更新 原則として人工更新による。 2 その他 (水源かん養保安林と同じ)
干 害 防 備 保 安 林	1 主伐 (1) 伐採種 特に定めない。 ただし、林況が粗悪な森林並びに伐採方法を制限しなければ、急傾斜等の森林で土砂があると認められるもの及び用水源の保全又はその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあつては択伐とし、その程度が特に著しいと認められるもの（林帯については、その程度が特に著しいと認められるもの）にあつては禁伐とする。 (2) 伐採することのできる立木の年齢 (水源かん養保安林と同じ) (3) 択伐する場合の制限 (水源かん養保安林と同じ) 2 間伐 (1) 間伐することのできる箇所 (水源かん養保安林と同じ) (2) 間伐のできる立木の材積 (水源かん養保安林と同じ)	1 更新 (土砂崩壊防備保安林と同じ) 2 その他 (水源かん養保安林と同じ)

種 類	施 業 方 法	
	伐 採 方 法	そ の 他
保 防 安 火 林	1 主伐 (1) 伐採種 禁伐とする。	
防 霧 保 安 林	1 主伐 (1) 伐採種 特に定めない。 ただし、林帯の幅がおおむね 20 メートル未満の狭小な森林その他林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地の成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあっては択伐とし、その程度が特に著しいと認められるもの（林帯については、10 メートル未満のもの）にあっては禁伐とする。 (2) 伐採することのできる立木の年齢 (水源かん養保安林と同じ) (3) 択伐する場合の制限 (水源かん養保安林と同じ) 2 間伐 (1) 間伐することのできる箇所 (水源かん養保安林と同じ) (2) 間伐のできる立木の材積 (水源かん養保安林と同じ)	
魚 つ き 保 安 林	1 主伐 (1) 伐採種 択伐とする。 ただし、伐採すれば、その伐採跡地における成林が著しく困難となるおそれがあると認められる森林にあっては禁伐とし、特に魚つきの目的に係り海洋、湖沼等に面していない森林にあっては皆伐することができる。 (2) 伐採することのできる立木の年齢 (水源かん養保安林と同じ) (3) 択伐する場合の制限 (水源かん養保安林と同じ) 2 間伐 (1) 間伐することのできる箇所 (水源かん養保安林と同じ) (2) 間伐のできる立木の材積 (水源かん養保安林と同じ)	1 更新 (土砂崩壊防備保安林と同じ) 2 その他 (水源かん養保安林と同じ)
保 健 保 安 林	1 主伐 (1) 伐採種 択伐とする。 ただし、伐採すれば、その伐採跡地における成林が著しく困難となるおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐。地域の景観を主たる目的とする森林のうち、主要な利用施設又は眺望点からの視界外にあるものにあっては、伐採種を定めない。 (2) 伐採することのできる立木の年齢 (水源かん養保安林と同じ) (3) 皆伐する場合の制限 (土砂流出防備保安林と同じ) (4) 択伐する場合の制限 (水源かん養保安林と同じ) 2 間伐 (1) 間伐することのできる箇所 (水源かん養保安林と同じ) (2) 間伐のできる立木の材積 (水源かん養保安林と同じ)	1 更新 (土砂流出防備保安林と同じ) 2 その他 (水源かん養保安林と同じ)

種類	施 業 方 法	
	伐 採 方 法	そ の 他
地区保安施設 の森林	1 主伐 (1) 伐採種 原則として禁伐とする。 ただし、立木を伐採しても指定の目的に支障のない場合は、当該指定目的相当の指定施業要件に準じ択伐又は伐採種を定めないものとする。	
砂防指定地の森林	1 主伐 (1) 伐採種 択伐とする。 ただし、砂防設備の保全に悪影響があると認められる地域及び砂防工事により施工した山腹植栽地での伐採は原則として禁止する。 (2) 伐採することのできる立木の年齢 (水源かん養保安林と同じ) (3) 択伐する場合の制限 (水源かん養保安林と同じ) 2 間伐 (1) 間伐することのできる箇所 (水源かん養保安林と同じ) (2) 間伐のできる立木の材積 (水源かん養保安林と同じ)	1 更新 原則として人工更新による。 2 その他 (1) 土石類の採取は、原則として禁止する。 (2) 地曳、土しゅらによる伐採木竹の搬出は、原則として禁止する。
国立公園第一種特別地域の森林	1 主伐 (1) 伐採種 禁伐とする。 ただし、風致の維持に支障のない場合に限り単木択伐法を行うことができる。 (2) 伐採することのできる立木の年齢 標準伐期齢に 10 年を加えた年齢以上とする。 (3) 択伐率 択伐率は、伐採時における当該林分の立木材積の 10 パーセント以内とする。	1 その他 (1) 鉱物の掘採又は土石の採取は、露天掘を原則として禁止する。露天掘以外の方法によるものでも抗口を第一種特別地域に設けるものは、原則として禁止する。 (2) 土地の開墾、その他土地の形状変更をきたす行為は原則として禁止する。
国立公園第二種特別地域の森林	1 主伐 (1) 伐採種 択伐とする。 ただし、風致の維持に支障のない限り皆伐法によることができるが、公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く）は、原則として、単木択伐法によるものとする。 (2) 伐採することのできる立木の年齢 (水源かん養保安林と同じ) (3) 皆伐する場合の制限 ア 一伐区の面積は 2 ヘクタール以内とする。 ただし、疎密度 3 より多く保存木を残す場合又は、車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。 イ 伐区は更新後 5 年以上経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区は努めて分散させなければならない。 (4) 択伐率 択伐率は、用材林においては、当該林分の立木材積の 30 パーセント以内とし、薪炭林にあっては 60 パーセント以内とする。	1 その他 (1) 鉱物の掘採又は土石の採取は第一種特別地域の取扱いに準ずる。 (2) 土地の開墾、その他土地の形状変更をきたす行為は、風致景観上支障のない場合を除き原則として禁止する。 (主たる景観から望見できない場所で、かつ、軽微な形状変更を除く。)

種類	施 業 方 法	
	伐 採 方 法	そ の 他
国立公園第三種特別地域の森林	全般的に風致の維持を考慮して、施業を行うこととし、特に施業方法は定めない。 ただし、風致維持に著しい支障のある場合はこの限りではない。	1 その他 植生の復元が困難な地域等を除く地域において、現地形を大幅に改変するおそれがないものは許可できる。
国立公園第一種特別地域の森林	国立公園第一種特別地域の森林に準ずる。	
国立公園第二種特別地域の森林	国立公園第二種特別地域の森林に準ずる。	
国立公園第三種特別地域の森林	全般的な風致の維持を考慮して、施業を行うこととし、特に施業方法は定めない。 ただし、風致維持に著しい支障のある場合はこの限りではない。	1 その他 (1) 鉱物の掘採又は土石の採取は現地形を大幅に改変するおそれがないものを除き、露天掘りを原則として禁止する。露天掘り以外の方法によるものは、国立公園第一種特別地域の取扱に準ずる。 (2) 土地の開墾、その他土地の形状変更をきたす行為は、国立公園第一種特別地域の取扱に準ずる。
鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律による特別保護地区の森林	1 主伐 (1) 伐採種 特に定めない。 ただし、鳥獣の生息、繁殖又は安全に支障があると認められるものについては択伐とし、その程度が特に著しいと認められる森林又は保護施設を設けた樹木及び鳥獣の保護繁殖上必要があると認められる特定の樹木は禁伐とする。 (2) 伐採することのできる立木の年齢 (水源かん養保安林と同じ) (3) 皆伐する場合の制限 地域森林計画の計画期間中における当該計画に係る特別保護地区内の皆伐区域面積を標準伐期齢に相当する数で除して得た面積の5倍とする。	1 更新 (水源かん養保安林と同じ) 2 その他 (水源かん養保安林と同じ)

種 類	施 業 方 法	
	伐 採 方 法	そ の 他
都市計画法による 風致地区の森林	1 主伐 (1) 伐採種 特に定めない。 ただし、風致の維持のため、特に必要があると認められる森林にあつては択伐とする。 (2) 伐採することのできる立木の年齢 (水源かん養保安林と同じ) (3) 皆伐する場合の制限 伐採後の成林が確実であり、かつ伐採区域の面積が1ヘクタールを超えないものとする。 (4) 択伐する場合の制限 (水源かん養保安林と同じ)	1 更新 原則として現在樹種の天然更新によるが、特に風致上必要と認められる場合は、人工更新による。 2 その他 土石の採取、土地の開墾等は、風致の維持のため、特に必要のある地域については原則として禁止する。
文化財保護法及び県文化財保護条例による史跡及び県史跡指定地域の森林	1 主伐 (1) 伐採種 原則として禁伐とする。 ただし、やむを得ない場合は、文化財保護法又は広島県文化財保護条例に基づき許可を得て、指定物件の尊厳維持に配慮して、伐採することができる。 (2) 伐採木の搬出に際し、地曳等により地形の保全に著しい影響を及ぼさないこと。	1 更新 原則として現在樹種の天然更新によるが、成林の見込みが困難な場合は、人工更新による。 2 その他 土石の採取、その他指定地域内の地形の現状変更をきたす行為は禁止する。
文化財保護法及び県文化財保護条例による名勝及び県名勝指定地域の森林	1 主伐 (2) 伐採種 原則として禁伐とする。 ただし、やむを得ない場合は、文化財保護法又は広島県文化財保護条例に基づき許可を得て、風致景観を損なわないよう必要最小限度の単木択伐をすることができる。 (2) 伐採木の搬出に際し、地曳等により、林地の保全及び貴重な下層植物群落に著しい影響を及ぼさないこと。	1 更新 原則として現在樹種の天然更新によるが、成林の見込みが困難な場合は、人工更新による。 2 その他 落葉・下層植物・土石の採取その他、指定地域内の地形の現状変更をきたす行為は禁止する。
文化財保護法及び県文化財保護条例による天然記念物及び県天然記念物指定地域の森林	1 主伐 (1) 伐採種 原則として禁伐とする。 ただし、文化財保護法又は広島県文化財保護条例に基づき許可を得た場合又は非常災害のために必要な応急処置を執る場合には伐採することができる。 (2) 伐採木の搬出に際し、地曳等により、林地の保全及び貴重な下層植物群落に著しい影響を及ぼさないこと。	1 その他 落葉・下層植物・土石の採取その他、指定地域内の地形の現状変更をきたす行為は禁止する。

種類	施 業 方 法	
	伐 採 方 法	そ の 他
県自然環境保全条例による自然環境保全地域の特別地区の森林	伐採方法及びその限度は、各自然環境保全地域ごとの実情に応じて、その保全計画に定めることとするが、その基準は次によるものとする。 1 主伐 (1) 伐採種 原則として択伐とする。 ただし、森林の群落構成を変える等、自然環境に著しい変化を招くおそれの少ない場合には小面積皆伐を行うことができる。 (2) 伐採することのできる立木の年齢 (水源かん養保安林と同じ) (3) 択伐する場合の制限 (水源かん養保安林と同じ) (4) 皆伐する場合の制限 一伐区の面積は、2ヘクタール以内とし、伐区は努めて分散させる。	1 その他 鉱物の掘採、土石の採取、土地の開墾、その他土地の形状の変更をきたす行為及び建築物の設置等は原則として禁止する。
県自然環境保全条例による自然環境保全地域の普通地区の森林	全般的に自然環境の維持を考慮して、施業を行うこととし、特に施業方法は定めない。 ただし、自然環境の維持に著しい支障のある場合はこの限りではない。	1 その他 鉱物の掘採、土石の採取、土地の開墾、その他土地の形状の変更をきたす行為及び建築物の設置等は原則として禁止する。
県自然環境保全条例による緑地環境保全地域の森林	伐採方法及びその限度は、各自然環境保全地域ごとの実情に応じて、その保全計画に定めることとするが、その基準は次によるものとする。 1 主伐 (1) 伐採種 原則として禁伐とする。 ただし、森林の群落構成を変える等、自然環境に著しい変化を招くおそれの少ない場合には、単木択伐を行うことができる。 (2) 伐採することのできる立木の年齢 (水源かん養保安林と同じ)	
急傾斜地崩壊危険区域の森林	1 主伐 原則として禁伐とする。 ただし、存置することによって崩壊を誘発・助長させると認められる立木竹及び急傾斜崩壊地防止工事の施工上支障となる立木竹の伐採を除く。	1 その他 (1) 土砂の採取又は集積は原則として禁止する。 (2) 地曳、土しゅらによる伐採木竹の搬出は、原則として禁止する。
地すべり防止区域の森林	1 主伐 原則として禁伐とする。 ただし、存置することによって崩壊を誘発・助長させると認められる立木竹及び地すべり防止工事の施工上支障となる立木竹の伐採を除く。	1 その他 (1) 土砂の採取又は集積は原則として禁止する。 (2) 地曳、土しゅらによる伐採木竹の搬出は、原則として禁止する。

注 この表以外の制限行為については、他の法令に定める基準によるものとする。

(附) 参考資料

1 森林計画区の概要

(1) 市町村別土地面積及び森林面積

単位 面積：ha、率：％

区 分		区域面積①	森林面積			森林率 ②/①×100
			総数②	国有林	民有林	
総 数		299,720	193,275	14,715	178,560	64.5
呉 市		35,204	25,005	2,358	22,647	71.0
竹原市		11,823	8,392	343	8,049	71.0
三原市		47,151	33,353	3,684	29,669	70.7
尾道市		28,489	14,679	19	14,660	51.5
福山市		51,773	29,591	3,639	25,952	57.2
府中市		19,575	14,964	1,808	13,156	76.4
東広島市		63,515	40,751	2,776	37,976	64.2
江田島市		10,065	5,076		5,076	50.4
豊田郡	大崎上島町	4,311	1,811		1,811	42.0
世羅郡	世羅町	27,814	19,653	89	19,564	70.7

注1 区域面積：国土交通省国土地理院「令和8年全国都道府県市区町村別面積調（4月1日時点）」による。

2 国有林（林野庁所管）：近畿中国森林管理局

3 表中の森林面積は、森林法第5条に定められている森林の面積を示す。

4 四捨五入のため、内訳の計と総数は必ずしも一致しない。

(2) 地況

ア 気候

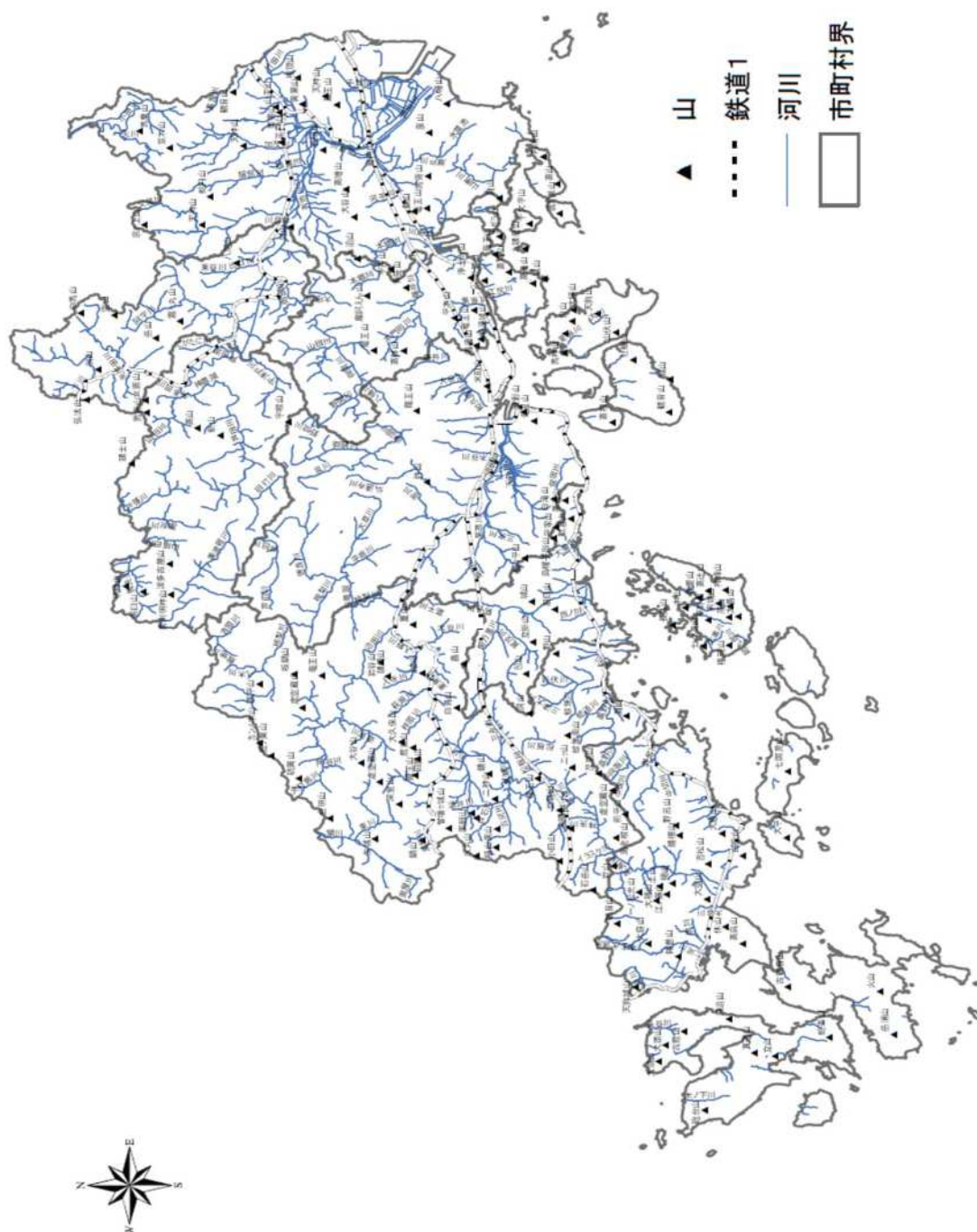
観測地	年間 降水量 (mm)	月 平 均 気 温			日照時間 (h)	最 大 積雪深 (cm)
		最 高 (℃)	最 低 (℃)	年平均 (℃)		
呉市（呉）	1,497	28.8	5.9	17.2	2,204.0	
呉市（蒲刈）	1,345	27.5	6.4	16.8	2,305.1	
竹原市（竹原）	1,185	27.4	5.6	16.2	2,258.2	
尾道市（生口島）	1,089	28.1	5.8	16.6	2,266.5	
福山市（福山）	1,157	28.8	4.4	16.4	2,207.2	
府中市（府中）	1,205	28.4	3.6	15.9	2,076.4	
東広島市（東広島）	1,458	26.8	2.2	14.6	2,035.3	
世羅町（世羅）	1,307	26.0	1.1	13.6	1,959.5	

注1 国土交通省気象庁「気象データ」による。

2 数値は、令和3年～令和8年の平均値

イ 地勢

瀬戸内森林計画区地勢図



ウ 地質、土壌等

(ア) 市町村別地質分布面積（民有林）

単位 面積：ha

区 分	花崗岩	流紋岩	中・古生	第三・ 第四紀	その他	計
総 数	95,969	48,151	24,965	3,378	6,097	178,560
呉 市	14,185	6,276	1,319	816	52	22,647
竹原市	3,641	4,148	252		8	8,049
三原市	18,759	7,450	2,927	532		29,669
尾道市	7,247	1,484	5,298	537	94	14,660
福山市	9,064	4,983	9,874	470	1,562	25,952
府中市	6,263	2,732	1,942		2,219	13,156
東広島市	22,272	13,997	948	604	154	37,976
江田島市	4,083		989		4	5,076
大崎上島町	222	1,436	103		50	1,811
世羅町	10,233	5,644	1,314	419	1,954	19,564

注1 表中の民有林面積は、森林法第5条に定められている森林の面積を示す。

2 四捨五入のため、内訳の計と総数は必ずしも一致しない。

(イ) 市町村別森林土壌分布面積（民有林）

単位 面積：ha

区 分	未熟土	乾性 褐色森林土	適潤性 褐色森林土	湿性 褐色森林土	黒色土	計
総 数	45,180	116,818	16,088		474	178,560
呉 市	15,376	6,746	525			22,647
竹原市	4,027	3,733	290			8,049
三原市	8,388	20,010	1,108		163	29,669
尾道市	3,643	9,725	1,292			14,660
福山市	7,260	13,813	4,879			25,952
府中市		7,853	5,303			13,156
東広島市	1,979	35,325	564		107	37,976
江田島市	3,702	562	812			5,076
大崎上島町	633	1,121	56			1,811
世羅町	171	17,930	1,260		204	19,564

注1 表中の民有林面積は、森林法第5条に定められている森林の面積を示す。

2 四捨五入のため、内訳の計と総数は必ずしも一致しない。

(3) 土地利用の現況

単位 面積：ha

区 分	総数	森林	農地			その他	
			総数	うち田	うち畑	総数	うち宅地
総 数	299,720	193,275	11,003	8,282	1,228	95,442	20,811
呉 市	35,204	25,005	416	104	58	9,783	2,818
竹原市	11,823	8,392	135	96	24	3,296	517
三原市	47,151	33,353	2,436	2,228	128	11,362	2,018
尾道市	28,489	14,679	1,102	273	130	12,708	2,298
福山市	51,773	29,591	789	523	191	21,393	7,356
府中市	19,575	14,964	429	342	83	4,182	794
東広島市	63,515	40,751	3,273	2,871	306	19,491	3,567
江田島市	10,065	5,076	69	2	30	4,920	550
大崎上島町	4,311	1,811	122	6	5	2,378	227
世羅町	27,814	19,653	2,232	1,837	273	5,929	666

注1 総面積：国土交通省国土地理院「令和8年全国都道府県市区町村別面積調」による。

2 農地：農林水産省大臣官房統計部「農林業センサス（2025）」経営耕地の状況による。

3 宅地：広島県総務局税務課「令和7年度版市町村税の概要」による。

4 四捨五入のため、内訳の計と総数は必ずしも一致しない。

(4) 産業別生産額

単位 金額：百万円

区 分	総生産額	第1次産業				第2次産業	第3次産業	その他
		総額	農業	林業	漁業			
総 数	5,402,565	38,253	26,280	3,524	8,447	2,190,470	3,151,328	22,514
呉 市	1,059,559	4,233	1,602	197	2,433	493,874	552,184	9,268
竹原市	130,371	653	585	63	5	35,437	94,061	220
三原市	384,350	6,078	4,097	1,959	21	163,831	213,887	554
尾道市	563,469	4,414	4,033	118	262	233,748	319,932	5,375
福山市	1,751,724	7,270	4,177	224	2,870	486,965	1,258,861	▲ 1,372
府中市	173,750	823	714	109		91,815	79,766	1,346
東広島市	1,186,554	4,493	3,866	349	278	637,076	536,253	8,732
江田島市	65,883	2,905	302	41	2,562	19,683	43,370	▲ 75
大崎上島町	38,967	744	451	280	13	13,836	24,216	171
世羅町	47,938	6,640	6,453	184	3	14,205	28,798	▲ 1,705

注1 広島県総務局統計課「令和5年度広島県市町民経済計算結果報告」による。

2 その他欄は、輸入品に課される税・関税（控除）総資本形成に係る消費税。

3 四捨五入のため、内訳の計と総数は必ずしも一致しない。

(5) 産業別就業者数

単位 人数：人

区 分	総 数	第1次産業				第2次産業	第3次産業
		総数	農業	林業	漁業		
総 数	602,668	20,589	17,782	402	2,405	185,182	396,897
呉市	103,939	2,605	1,709	14	882	29,389	71,945
竹原市	11,162	547	446	10	91	3,366	7,249
三原市	44,447	2,417	2,316	54	47	13,694	28,336
尾道市	64,093	3,132	2,934	46	152	20,782	40,179
福山市	235,885	3,577	3,312	70	195	74,742	157,566
府中市	18,491	600	539	60	1	7,133	10,758
東広島市	102,829	3,903	3,642	88	173	31,709	67,217
江田島市	10,662	1,323	502	4	817	1,982	7,357
大崎上島町	3,163	490	451	3	36	731	1,942
世羅町	7,997	1,995	1,931	53	11	1,654	4,348

注1 総務省統計局「令和2年国勢調査報告」による。

2 四捨五入のため、内訳の計と総数は必ずしも一致しない。

2 森林の現況

(1) 齢級別森林資源表 瀬戸内森林計画区

(その1)

単位 面積：ha, 材積：m³, 成長量：m³, 竹束

		総 数			1 齢 級			2 齢 級			3 齢 級		
		面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量
総数		178,560.01	25,538,767	172,072.7	609.46			719.50			478.93	7,759	1,245.6
立木地	人工林 総数	26,226.77	4,741,346	57,883.3	77.19	0	0.0	237.91	0	0.0	374.66	6,430	1,098.9
	総数	147,675.01	20,797,421	114,189.4	532.26	0	0.0	481.59	0	0.0	104.27	1,329	146.7
	天然林 利活用	3,709.51	644,568	2,498.5	0.00	0	0.0	0.12	0	0	0.00		
	利活用以外	143,965.50	20,152,853	111,690.9	532.26	0	0	481.47	0	0	103.11	1,314	145.2
竹林		2,599.67	3,546,701	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無 立 木 地		2,058.56	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

単位 面積：ha, 材積：m³, 成長量：m³, 竹束

		4 齢 級			5 齢 級			6 齢 級			7 齢 級		
		面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量
総数		413.67	18,139	1,695.9	1,533.20	99,254	6,362.6	2,042.30	200,898	9,491.5	2,347.54	295,576	10,020.9
立木地	人工林 総数	308.27	14,710	1,441.9	844.22	65,216	4,540.4	1,716.55	175,478	8,574.1	1,846.83	247,823	8,705.7
	総数	105.40	3,429	254.0	688.97	34,038	1,822.2	325.75	25,420	917.4	500.71	47,753	1,315.2
	天然林 利活用	0.00			1.16	92	4.4	3.94	356	12.5	0.02	1	
	利活用以外	105.40	3,429	254.0	687.81	33,946	1,817.8	321.81	25,064	904.9	500.69	47,752	1,315.2
竹林		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無 立 木 地		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

2 森林の現況

(1) 齢級別森林資源表 瀬戸内森林計画区

(その2)

単位 面積：ha，材積：m³，成長量：m³，竹束

		8 齢 級			9 齢 級			10 齢 級			11 齢 級		
		面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量
総数		2,794.26	365,955	8,807.4	4,771.71	646,428	11,205.3	9,201.41	1,123,983	15,213.0	9,401.36	1,232,095	12,579.0
立木地	人工林 総数	1,866.75	285,974	7,040.1	2,543.73	450,154	7,523.5	2,669.69	513,801	5,597.7	2,209.26	465,340	3,575.3
	総数	927.51	79,981	1,767.3	2,227.98	196,274	3,681.8	6,531.72	610,182	9,615.3	7,192.10	766,755	9,003.7
	天然林 利活用	10.46	742	16.6	4.35	359	7.3	22.99	3,861	34.1	60.05	10,414	75.8
	利活用以外	917.05	79,239	1,750.7	2,223.64	195,915	3,674.5	6,508.73	606,321	9,581.2	7,132.05	756,341	8,927.9
竹林		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無 立 木 地		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

単位 面積：ha，材積：m³，成長量：m³，竹束

		12 齢 級			13 齢 級			14 齢 級			15 齢 級		
		面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量
総数		10,407.16	1,509,483	11,005.8	16,436.39	2,448,092	16,191.4	26,536.89	4,286,191	19,777.0	27,300.40	4,146,901	17,398.4
立木地	人工林 総数	2,794.85	561,752	3,020.4	3,272.87	637,134	2,822.6	2,485.89	569,375	1,969.9	1,048.76	251,918	721.9
	総数	7,612.31	947,731	7,985.4	13,163.52	1,810,958	13,368.8	24,051.00	3,716,816	17,807.1	26,251.63	3,894,983	16,676.5
	天然林 利活用	233.29	40,559	210.0	527.12	95,830	414.5	1,247.87	231,165	828.7	646.29	107,622	371.7
	利活用以外	7,379.03	907,172	7,775.4	12,636.40	1,715,128	12,954.3	22,803.13	3,485,651	16,978.4	25,605.34	3,787,361	16,304.8
竹林		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無 立 木 地		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

2 森林の現況
瀬戸内森林計画区

(その3)

単位 面積：ha, 材積：m³, 成長量：m³, 竹束

		16 齢 級			17 齢 級			18 齢 級			19 齢 級		
		面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量
総数		14, 186. 26	2, 133, 848	8, 694. 5	8, 922. 57	1, 379, 362	5, 180. 4	6, 938. 70	1, 125, 835	3, 881. 1	5, 602. 36	937, 825	2, 901. 5
立木地	人工林 総数	261. 17	64, 433	184. 0	238. 84	60, 630	135. 9	186. 44	49, 273	117. 9	227. 46	59, 858	142. 3
	総数	13, 925. 08	2, 069, 415	8, 510. 5	8, 683. 73	1, 318, 732	5, 044. 5	6, 752. 25	1, 076, 562	3, 763. 2	5, 374. 90	877, 967	2, 759. 2
	天然林 利活用	423. 27	67, 888	242. 3	183. 88	28, 038	108. 7	120. 33	19, 281	65. 0	73. 67	13, 070	36. 1
	利活用以外	13, 501. 81	2, 001, 527	8, 268. 2	8, 499. 85	1, 290, 694	4, 935. 8	6, 631. 92	1, 057, 281	3, 698. 2	5, 301. 23	864, 897	2, 723. 1
竹林		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無 立 木 地		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

単位 面積：ha, 材積：m³, 成長量：m³, 竹束

		20 齢 級			
		面 積	材 積	成 長 量	
総数		23,257.72	3,581,143	10,421.4	
立木地	人工林 総数	1,015.42	262,047	670.8	
	天然林	総数	22,242.30	3,319,096	9,750.6
		利活用	149.53	25,275	69.3
		利活用以外	22,092.77	3,293,821	9,681.3
竹林		－	－	－	
無 立 木 地		－	－	－	

注 利活用は、「利活用等により機能の維持増進を図る天然林」を指す

(2) 制限林普通林別森林資源表

(瀬戸内森林計画区)

単位 面積：ha 材積：立木は m^3 、立竹は束

区 分		総 数	立木地					竹林	無立木地
			総数	人工林	天然林				
				総 数	総 数	利活用	利活用以外		
				総 数	総 数	総 数	総 数		
総 数	面 積	178,560.01	173,901.78	26,226.77	147,675.01	3,709.51	143,965.50	2,599.67	2,058.56
	材 積	25,538,767	25,538,767	4,741,346	20,797,421	644,568	20,152,853	3,546,701	0
	成長量	172,072.7	172,072.7	57,883.3	114,189.4	2,498.5	111,690.9	0.0	0.0
制限林	面 積	56,714.33	55,728.34	10,980.53	44,747.81	1,260.20	43,487.61	272.16	713.84
	材 積	7,924,964	7,924,964	1,646,683	6,278,281	222,801	6,055,480	368,066	0
	成長量	57,448.8	57,448.8	23,840.8	33,608.0	833.6	32,774.4	0.0	0.0
普通林	面 積	121,845.68	118,173.44	15,246.24	102,927.20	2,449.31	100,477.89	2,327.52	1,344.72
	材 積	17,613,803	17,613,803	3,094,663	14,519,140	421,767	14,097,373	3,178,635	0
	成長量	114,623.9	114,623.9	34,042.5	80,581.4	1,664.9	78,916.5	0.0	0.0

注 利活用は、「利活用等により機能の維持増進を図る天然林」を指す

(3) 市町村別森林資源表
(その1-1)
(瀬戸内森林計画区)

区 分		總 数	立 木 地					竹林	無立木地		
			總 数	人工林		天然林					
				總 数	總 数	總 数	利活用	利活用以外			
總 数	面 積	178,560.01	173,901.78	26,226.77	147,675.01	3,709.51	143,965.50	2,599.67	2,058.56		
	材 積	25,538,767	25,538,767	4,741,346	20,797,421	644,568	20,152,853	3,546,701	0		
呉 市	(呉)	面 積	7,955.47	7,555.32	639.57	6,915.75	209.99	6,705.76	260.93	139.22	
		材 積	845,943	845,943	99,795	746,148	24,110	722,038	137,921	0	
	(音戸)	面 積	1,309.75	1,216.59	8.88	1,207.71	0.00	1,207.71	91.84	1.33	
		材 積	138,443	138,443	1,069	137,374	0	137,374	138,272	0	
	(倉橋)	面 積	4,534.22	4,221.25	158.73	4,062.52	17.52	4,044.99	240.91	72.06	
		材 積	420,268	420,268	15,538	404,730	2,058	402,672	338,467	0	
	(下蒲刈)	面 積	571.79	525.15	13.75	511.40	0.00	511.40	7.86	38.78	
		材 積	65,658	65,658	2,062	63,596	0	63,596	11,792	0	
	(蒲刈)	面 積	1,413.37	1,268.08	23.14	1,244.94	19.53	1,225.42	94.99	50.30	
		材 積	148,204	148,204	5,167	143,037	2,340	140,697	146,365	0	
	(安浦)	面 積	4,071.77	3,964.26	453.45	3,510.81	0.00	3,510.81	43.79	63.71	
		材 積	445,886	445,886	55,414	390,472	0	390,472	65,528	0	
	(川尻)	面 積	1,144.73	1,122.78	246.45	876.33	0.00	876.33	13.83	8.13	
		材 積	124,073	124,073	28,723	95,350	0	95,350	20,743	0	
	(豊浜)	面 積	800.89	796.13	57.05	739.07	0.00	739.07	3.07	1.69	
		材 積	86,809	86,809	5,542	81,267	0	81,267	0	0	
	(豊)	面 積	845.13	845.13	53.60	791.54	9.27	782.27	0.00	0.00	
		材 積	94,531	94,531	7,681	86,850	1,112	85,738	0	0	
	小計	面 積	22,647.12	21,514.69	1,654.62	19,860.07	256.31	19,603.76	757.21	375.22	
		材 積	2,369,815	2,369,815	220,991	2,148,824	29,620	2,119,204	859,088	0	
竹原市	(竹原)	面 積	8,049.43	7,429.19	1,208.56	6,220.63	0.13	6,220.50	372.18	248.05	
		材 積	945,453	945,453	176,167	769,286	15	769,271	558,127	0	
三 原 市	小計	面 積	8,049.43	7,429.19	1,208.56	6,220.63	0.13	6,220.50	372.18	248.05	
		材 積	945,453	945,453	176,167	769,286	15	769,271	558,127	0	
	(三原)	面 積	12,860.17	12,694.44	1,159.37	11,535.07	92.34	11,442.72	55.83	109.91	
		材 積	1,868,072	1,868,072	211,448	1,656,624	13,344	1,643,280	85,255	0	
	(大和)	面 積	8,823.68	8,771.28	1,274.38	7,496.90	1,001.98	6,494.91	5.88	46.53	
		材 積	1,668,325	1,668,325	220,911	1,447,414	190,783	1,256,631	8,789	0	
	(本郷)	面 積	4,155.29	4,095.06	762.43	3,332.64	8.10	3,324.54	23.95	36.28	
		材 積	599,425	599,425	107,820	491,605	1,551	490,054	156	0	
	(久井)	面 積	3,829.97	3,768.29	678.22	3,090.06	98.57	2,991.50	19.27	42.41	
		材 積	619,016	619,016	102,302	516,714	18,253	498,461	28,913	0	
	小計	面 積	29,669.12	29,329.06	3,874.39	25,454.67	1,200.99	24,253.68	104.93	235.12	
		材 積	4,754,838	4,754,838	642,481	4,112,357	223,931	3,888,426	123,113	0	
	尾 道 市	(尾道)	面 積	5,505.63	5,395.56	488.85	4,906.71	41.66	4,865.04	44.70	65.37
			材 積	631,661	631,661	54,053	577,608	4,891	572,717	51,900	0
		(因島)	面 積	1,313.16	1,282.11	138.09	1,144.03	167.35	976.68	4.80	26.24
			材 積	117,373	117,373	11,981	105,392	17,294	88,098	7,993	0
		(瀬戸田)	面 積	1,250.78	1,242.61	60.46	1,182.14	3.33	1,178.82	1.53	6.65
			材 積	142,647	142,647	5,373	137,274	398	136,876	2,291	0
(御調)		面 積	6,310.84	6,202.85	999.03	5,203.81	56.17	5,147.65	61.95	46.05	
		材 積	925,988	925,988	175,686	750,302	8,113	742,189	75,377	0	
(向島)		面 積	279.77	278.21	10.86	267.35	0.00	267.35	0.00	1.56	
		材 積	25,642	25,642	387	25,255	0	25,255	0	0	
小計		面 積	14,660.18	14,401.33	1,697.29	12,704.04	268.50	12,435.54	112.98	145.87	
		材 積	1,843,311	1,843,311	247,480	1,595,831	30,696	1,565,135	137,561	0	
福 山 市	(福山)	面 積	8,528.36	8,305.86	707.27	7,598.59	12.58	7,586.00	115.26	107.24	
		材 積	1,069,620	1,069,620	100,019	969,601	1,456	968,145	172,236	0	
	(内海)	面 積	994.24	976.46	40.88	935.57	52.15	883.42	12.97	4.81	
		材 積	107,755	107,755	4,417	103,338	6,216	97,122	19,456	0	
	(沼隈)	面 積	2,072.41	1,969.66	245.85	1,723.81	8.42	1,715.39	79.03	23.72	
		材 積	249,149	249,149	36,208	212,941	1,007	211,934	106,139	0	
	(神辺)	面 積	2,964.72	2,900.07	278.52	2,621.55	25.51	2,596.05	13.73	50.92	
		材 積	355,913	355,913	34,660	321,253	3,401	317,852	20,026	0	
	(加茂)	面 積	4,628.23	4,504.41	945.12	3,559.30	2.08	3,557.21	76.72	47.09	
		材 積	713,582	713,582	261,034	452,548	433	452,115	115,057	0	
	(芦田)	面 積	1,630.53	1,580.02	202.91	1,377.11	0.88	1,376.23	17.14	33.37	
		材 積	182,104	182,104	27,525	154,579	95	154,484	25,818	0	
	(駅家)	面 積	2,213.22	2,158.00	424.79	1,733.21	0.00	1,733.21	32.56	22.65	
		材 積	308,173	308,173	102,121	206,052	0	206,052	49,045	0	
	(新市)	面 積	2,920.78	2,872.75	767.71	2,105.04	79.32	2,025.72	37.08	10.96	
		材 積	474,387	474,387	187,789	286,598	15,593	271,005	53,605	0	
	小計	面 積	25,952.49	25,267.23	3,613.05	21,654.18	180.94	21,473.24	384.50	300.76	
		材 積	3,460,683	3,460,683	753,773	2,706,910	28,201	2,678,709	561,382	0	
府中市	(府中)	面 積	5,037.89	4,861.83	1,164.82	3,697.01	22.25	3,674.76	146.91	29.14	
		材 積	845,183	845,183	278,833	566,350	4,199	562,151	224,484	0	
	(協和)	面 積	2,155.14	2,133.34	470.93	1,662.41	9.41	1,653.00	20.31	1.49	
		材 積	416,171	416,171	121,072	295,099	1,862	293,237	30,490	0	
	(上下)	面 積	5,962.81	5,913.23	1,778.72	4,134.51	54.82	4,079.69	26.11	23.46	
		材 積	1,075,389	1,075,389	431,528	643,861	10,441	633,420	40,094	0	
	小計	面 積	13,155.83	12,908.40	3,414.47	9,493.94	86.48	9,407.45	193.33	54.10	
		材 積	2,336,743	2,336,743	831,433	1,505,310	16,502	1,488,808	295,068	0	

(3) 市町村別森林資源表
(その1-2)
(瀬戸内森林計画区)

区 分			總 数	木						竹林	無立木地
				總 数	人工林	天然林					
					總 数	總 数	利活用	利活用以外			
			總 数	總 数	總 数	總 数	總 数	總 数			
東 広 島 市	(西条)	面 積	4,052.53	3,964.54	625.83	3,338.71	45.24	3,293.46	50.35	37.64	
		材 積	423,876	423,876	65,171	358,705	5,403	353,302	77,953	0	
	(八本松)	面 積	2,661.92	2,630.53	593.49	2,037.04	12.78	2,024.26	15.57	15.82	
		材 積	318,221	318,221	55,401	262,820	1,854	260,966	26,271	0	
	(志和)	面 積	3,671.07	3,628.40	516.12	3,112.28	24.43	3,087.84	12.94	29.73	
		材 積	636,227	636,227	116,415	519,812	4,809	515,003	1,948	0	
	(高屋)	面 積	4,271.98	4,151.73	451.21	3,700.52	51.84	3,648.68	73.31	46.94	
		材 積	671,138	671,138	93,903	577,235	8,753	568,482	122,952	0	
	(黒瀬)	面 積	2,814.22	2,734.18	287.43	2,446.75	1.38	2,445.37	25.00	55.04	
		材 積	310,443	310,443	29,646	280,797	203	280,594	37,501	0	
	(福富)	面 積	4,506.84	4,461.00	761.23	3,699.77	72.46	3,627.31	23.63	22.21	
		材 積	787,054	787,054	151,108	635,946	13,009	622,937	35,446	0	
	(豊栄)	面 積	5,406.69	5,350.92	737.32	4,613.60	145.95	4,467.65	16.34	39.43	
		材 積	1,023,225	1,023,225	134,275	888,950	29,410	859,540	1,376	0	
	(河内)	面 積	5,883.79	5,804.35	778.37	5,025.99	48.71	4,977.27	44.57	34.87	
		材 積	997,079	997,079	176,429	820,650	9,155	811,495	68,659	0	
	(安芸津)	面 積	4,706.52	4,620.82	1,117.19	3,503.63	0.00	3,503.63	46.32	39.38	
		材 積	541,983	541,983	149,428	392,555	0	392,555	68,767	0	
	小計	面 積	37,975.56	37,346.47	5,868.19	31,478.28	402.80	31,075.49	308.03	321.06	
		材 積	5,709,246	5,709,246	971,776	4,737,470	72,596	4,664,874	440,873	0	
江 田 島 市	(江田島)	面 積	1,323.38	1,301.49	532.02	769.47	0.00	769.47	13.02	8.87	
		材 積	124,645	124,645	52,263	72,382	0	72,382	19,399	0	
	(能美)	面 積	598.98	549.07	9.33	539.73	0.00	539.73	44.24	5.68	
		材 積	57,969	57,969	1,091	56,878	0	56,878	66,724	0	
	(沖美)	面 積	1,899.01	1,643.04	108.46	1,534.59	0.00	1,534.59	175.28	80.68	
		材 積	160,499	160,499	9,980	150,519	0	150,519	264,246	0	
	(大柿)	面 積	1,254.27	1,097.77	31.47	1,066.29	3.25	1,063.05	22.76	133.75	
		材 積	111,554	111,554	3,492	108,062	132	107,930	34,877	0	
	小計	面 積	5,075.64	4,591.36	681.28	3,910.08	3.25	3,906.83	255.30	228.98	
		材 積	454,667	454,667	66,826	387,841	132	387,709	385,246	0	
大 崎 上 島 町	(大崎)	面 積	732.95	708.93	50.52	658.41	0.17	658.24	14.27	9.75	
		材 積	69,570	69,570	8,844	60,726	21	60,705	19,962	0	
	(東野)	面 積	672.26	650.07	30.57	619.50	0.24	619.26	8.60	13.58	
		材 積	64,316	64,316	4,637	59,679	16	59,663	12,908	0	
	(木江)	面 積	405.40	399.49	33.58	365.92	0.00	365.92	1.26	4.64	
		材 積	42,004	42,004	5,018	36,986	0	36,986	1,893	0	
	小計	面 積	1,810.61	1,758.49	114.66	1,643.84	0.41	1,643.42	24.14	27.98	
		材 積	175,890	175,890	18,499	157,391	37	157,354	34,763	0	
世 羅 町	(甲山)	面 積	7,521.43	7,461.79	1,877.21	5,584.58	598.74	4,985.84	32.18	27.47	
		材 積	1,265,533	1,265,533	354,520	911,013	107,868	803,145	58,380	0	
	(世羅)	面 積	7,380.07	7,268.22	1,325.99	5,942.23	356.96	5,585.27	43.51	68.34	
		材 積	1,356,393	1,356,393	289,353	1,067,040	66,664	1,000,376	74,077	0	
	(世羅西)	面 積	4,662.53	4,625.52	897.06	3,728.47	354.00	3,374.46	11.40	25.61	
		材 積	866,195	866,195	168,047	698,148	68,306	629,842	19,023	0	
	小計	面 積	19,564.03	19,355.53	4,100.25	15,255.28	1,309.70	13,945.58	87.08	121.42	
		材 積	3,488,121	3,488,121	811,920	2,676,201	242,838	2,433,363	151,480	0	

注 利活用は、「利活用等により機能の維持増進を図る天然林」を指す

(4) 所有形態別森林資源表

(瀬戸内森林計画区)

単位 面積：ha 材積：立木はm³、立竹は束

区 分		総 数	立木地					竹林	無立木地
			総数	人工林	天然林				
				総 数	総 数	利活用	利活用以外		
				総 数	総 数	総 数	総 数		
総 数	面 積	178,560.01	173,901.78	26,226.77	147,675.01	3,709.51	143,965.50	2,599.67	2,058.56
	材 積	25,538,767	25,538,767	4,741,346	20,797,421	644,568	20,152,853	3,546,701	0
県営・県有林	面 積	1,682.32	1,644.01	909.62	734.39	25.17	709.22	5.00	33.30
	材 積	301,019	301,019	197,555	103,464	4,374	99,090	5,788	0
市町有林	面 積	8,494.89	8,135.25	2,057.78	6,077.47	61.70	6,015.78	89.11	270.53
	材 積	1,032,777	1,032,777	288,857	743,920	11,335	732,585	131,016	0
財産区有林	面 積	4,983.22	4,847.09	1,554.43	3,292.65	82.07	3,210.58	12.45	123.68
	材 積	644,595	644,595	199,936	444,659	14,089	430,570	18,758	0
私有林	面 積	163,399.58	159,275.43	21,704.93	137,570.50	3,540.58	134,029.92	2,493.11	1,631.04
	材 積	23,560,376	23,560,376	4,054,998	19,505,378	614,770	18,890,608	3,391,139	0

注 利活用は、「利活用等により機能の維持増進を図る天然林」を指す

(5) 制限林の種類別面積
(その1-1)

(瀬戸内森林計画区)

単位 面積：ha

制限林 市町		総 数	保 安 林								保安施設 地 区	砂防指定地	
			総 数	水 源 かん養	土 砂 流出防備	土 砂 崩壊防備	防 風	干害防備	防 火	魚 つ き			保 健
総 数		(14,763.16) 49,340.68	(10,332.77) 44,370.04	(681.56) 7,759.26	(6,568.88) 36,134.83	(76.69) 95.59	(28.82) 1.01	44.96	(14.99) 2.84	(25.06) 24.58	(2,936.77) 306.97	(2.45)	(2,822.09) 2,078.10
呉 市	(呉)	(799.59) 3,333.09	(565.24) 3,219.21		(393.58) 3,174.61	(6.26) 14.81			(0.35) 2.84	(25.06) 24.58	(165.04) 23.01		(10.12) 33.28
	(音戸)	(5.26) 26.23	(5.26) 26.23		(2.63) 25.41	(6.26) 0.82					(2.63)		
	(倉橋)	(339.29) 902.54	(224.33) 532.37		(95.54) 454.57	(6.26) 0.46	(28.46) 0.15			(9.41) 10.29	(90.92) 66.90		(14.03) 10.57
	(下蒲刈)	(49.61) 22.79	(47.58) 22.79		(22.77) 20.11	(7.57)				(10.74) 2.68	(6.50)		
	(蒲刈)	(5.76) 52.09	(2.88) 20.93		(2.88) 20.07		0.86						(2.88) 31.16
	(安浦)	(282.20) 1,268.35	(222.66) 1,173.68		(89.41) 1,135.54				(12.59)		(120.66) 38.14	(2.45)	(3.68)
	(川尻)	(936.25) 224.67	(920.03) 156.08		(465.68) 149.64				(2.04)		(452.30) 6.32		(3.71) 4.60
	(豊浜)	(24.06) 77.41	(24.06) 33.32		(12.03) 30.83					0.12	(12.03)		39.28
	(豊)	(18.30) 24.95	(18.30) 7.39		(9.15) 7.39						(9.15)		9.21
	小計	(2,460.31) 5,932.12	(2,030.33) 5,192.00		(1,093.68) 5,018.17	(13.83) 16.09	(28.46) 1.01		(14.99) 2.84	(20.15) 19.51	(859.23) 134.37	(2.45)	(34.43) 128.10
竹原市		(716.11) 2,906.46	(599.50) 2,720.12	1.16	(349.45) 2,703.66	11.30				(4.92) 3.99	(245.13)		(42.47) 87.59
三 原 市	(三原)	(1,093.96) 3,725.64	(581.39) 2,863.55		(536.88) 2,851.15	(4.47) 12.40					(40.04)		(221.77) 67.27
	(大和)	(95.65) 3,160.53	(73.19) 3,121.45	(33.96) 1,172.79	(39.22) 1,948.67								(13.86) 34.59
	(本郷)	(216.21) 1,479.97	(116.65) 1,349.19		(108.10) 1,340.92	(0.69) 8.27					(7.85)		(83.62) 105.47
	(久井)	(36.62) 1,024.29	(21.84) 993.70	(18.31) 85.10	(3.53) 908.60								
	小計	(1,442.44) 9,390.44	(793.07) 8,327.89	(52.27) 1,257.89	(687.74) 7,049.34	(5.16) 20.67					(47.89)		(319.25) 207.33
尾 道 市	(尾道)	(308.68) 2,017.71	(158.58) 1,824.41	59.48	(151.41) 1,759.13	(1.31) 2.28					(5.85) 3.52		(107.41) 99.96
	(因島)	(240.67) 454.97	(118.56) 142.78		(90.76) 142.78						(27.80)		(3.49) 39.62
	(瀬戸田)	(36.83) 355.91	(8.75) 143.17		(8.75) 143.17								(18.42) 33.65
	(御調)	(63.39) 1,737.96	(31.69) 1,665.18	17.86	(31.69) 1,647.32								(31.69) 71.36
	(向島)	(160.83) 138.55	(123.80) 36.92		(80.42) 36.51	0.41					(43.39)		(11.78) 55.55
	小計	(810.39) 4,705.11	(441.38) 3,812.47	77.34	(363.03) 3,728.91	(1.31) 2.69					(77.04) 3.52		(172.79) 300.15

注 () は、重複する面積で外数。

(5) 制限林の種類別面積
(その1-2)

(瀬戸内森林計画区)

単位 面積 : ha

制限林 市町		総 数	保 安 林								保安施設 地 区	砂防指定地	
			総 数	水 源 かん養	土 砂 流出防備	土 砂 崩壊防備	防 風	干害防備	防 火	魚 つ き			保 健
福山市	(福山)	(1,411.24) 2,099.36	(915.80) 1,638.05		(701.41) 1,629.47	(50.98) 8.43				0.16	(163.41)		(258.67) 54.32
	(内海)	(4.24) 298.08	(2.12) 298.08		(1.76) 295.27	1.89	(0.36)			0.92			(1.57)
	(沼隈)	(182.84) 710.29	(94.39) 684.42		(87.18) 670.69	13.73					(7.21)		(1.89)
	(神辺)	(1,790.60) 711.50	(900.70) 281.27		(895.30) 281.27	(5.40)							(889.90) 430.23
	(加茂)	(364.56) 734.22	(182.28) 579.87	(52.31) 294.98	(129.97) 284.89								(129.97) 79.69
	(芦田)	(108.14) 455.16	(54.07) 356.17		(54.07) 356.17								(53.99) 98.49
	(駅家)	(23.25) 152.20	(11.63) 109.83		(11.63) 95.56								(6.27) 36.85
	(新市)	(5.54) 519.04	(2.77) 483.99	14.27 86.46	(2.77) 397.53								
	小計	(3,890.42) 5,679.85	(2,163.76) 4,431.68	(52.31) 395.70	(1,884.09) 4,010.85	(56.38) 24.05	(0.36)			1.07	(170.62)		(1,342.27) 699.58
	府中市	(府中)	(47.49) 1,131.90	(34.66) 1,082.21		(23.74) 908.02	12.16					(10.92)	
(協和)		(49.59) 937.86	(49.50) 936.16	(24.70) 661.23	(24.80) 274.93								(0.09) 1.70
(上下)		(117.98) 1,523.26	(59.73) 1,455.83	(35.08) 967.20	(23.91) 443.66			44.96			(0.74)		(23.91) 54.94
小計		(215.06) 3,593.02	(143.89) 3,474.20	(59.78) 1,790.47	(72.45) 1,626.61	12.16		44.96			(11.66)		(36.83) 104.92
東広島市	(西条)	(437.83) 1,547.44	(433.57) 1,535.93		(218.92) 1,535.93						(214.65)		0.44
	(八本松)	(131.16) 1,266.77	(127.44) 1,243.43		(65.58) 1,197.57						(61.86) 45.86		(3.72) 22.81
	(志和)	1,104.44	1,102.78	652.10	450.68								
	(高屋)	(13.94) 1,048.27	(6.97) 1,008.64		(6.97) 1,008.64								(3.01) 39.62
	(黒瀬)	(3.33) 934.10	(1.67) 933.51		(1.67) 924.48						9.03		(1.67) 0.59
	(福富)	(521.21) 1,129.66	(270.31) 980.27	(245.75) 742.00	(14.86) 238.27						(9.71)		(241.45) 126.70
	(豊栄)	(125.85) 1,384.68	(117.24) 1,374.43	(10.18) 549.30	(53.53) 825.13						(53.52)		(8.61) 9.47
	(河内)	(530.36) 1,385.98	(407.83) 1,368.11	(24.51) 438.62	(265.03) 928.96	0.53					(118.29)		(10.47) 14.62
	(安芸津)	(1,313.05) 825.26	(1,239.67) 812.53		(656.53) 701.24	2.45					(583.14) 108.84		(73.39) 1.01
	小計	(3,076.72) 10,626.59	(2,604.68) 10,359.63	(280.44) 2,382.02	(1,283.07) 7,810.91	2.98					(1,041.17) 163.73		(342.30) 215.26

注 () は、重複する面積で外数。

(5) 制限林の種類別面積
(その1-3)

(瀬戸内森林計画区)

単位 面積：ha

制限林 市町		総 数	保 安 林								保安施設 地 区	砂防指定地
			総 数	水 源 かん養	土 砂 流出防備	土 砂 崩壊防備	防 風	干害防備	防 火	魚 つ き	保 健	
江 田 島 市	(江田島)	(268.62) 594.26	(257.02) 585.65		(134.31) 585.42	0.24					(122.71)	(11.40) 7.92
	(能美)	70.95	70.09		69.97	0.12						0.81
	(沖美)	418.42	392.11		392.11							21.65
	(大柿)	166.73	163.84		163.84							1.47
	小計	(268.62) 1,250.36	(257.02) 1,211.69		(134.31) 1,211.34	0.36					(122.71)	(11.40) 31.85
大 崎 上 島 町	(大崎)	(86.22) 85.11	(46.15) 31.72		(33.96) 31.14	0.57					(12.20)	2.38
	(東野)	48.30	17.73		17.73							2.74
	(木江)	(73.23) 63.30	(62.99) 39.38		(34.15) 35.96						(28.85) 3.42	3.25
	小計	(159.46) 196.72	(109.15) 88.83		(68.10) 84.83	0.57					(41.04) 3.42	8.36
	(甲山)	(1,284.29) 3,276.07	(803.28) 3,069.93	(136.96) 1,249.96	(509.65) 1,817.48	0.57					(156.68) 1.92	(468.03) 204.81
世 羅 町	(世羅)	(246.64) 1,277.74	(196.29) 1,197.44	(3.59) 428.93	(123.32) 765.63	2.88					(69.38)	(50.35) 68.24
	(世羅西)	(192.69) 506.21	(190.42) 484.17	(96.20) 175.79	(307.11) 307.11	1.27					(94.22)	(1.98) 21.90
	小計	(1,723.63) 5,060.02	(1,190.00) 4,751.54	(236.75) 1,854.68	(632.97) 2,890.22	4.72					(320.28) 1.92	(520.37) 294.95

注 () は、重複する面積で外数。

(5) 制限林の種類別面積
(その2-1)
(瀬戸内森林計画区)

単位 面積 : ha

市町		制限林	自 然 公 園														
			総 数	国 立 公 園 特 別 地 域					国 定 公 園 特 別 地 域					県 立 公 園 特 別 地 域			
				総 数	特別保護 地 区	第一種	第二種	第三種	総 数	特別保護 地 区	第一種	第二種	第三種	総 数	第一種	第二種	第三種
総 数		(1,245.67) 2,162.27	(910.18) 1,534.76		10.20	(852.66) 1,449.15	(57.51) 75.41						(335.50) 627.51	(0.88) 46.05	(176.90) 72.33	(157.72) 509.13	
呉市	(呉)	(223.07) 53.98	(223.07) 53.98			(223.07) 53.98											
	(音戸)																
	(倉橋)	(100.93) 357.20	(100.93) 357.20		0.52	(100.93) 356.68											
	(下蒲刈)																
	(蒲刈)																
	(安浦)	(53.40) 92.01	(53.40) 92.01			(2.97) 40.09	(50.42) 51.92										
	(川尻)	(12.51) 23.48	(12.51) 23.48			(5.42) 23.48	(7.09)										
	(豊浜)																
	(豊)	8.35	8.35			8.35											
	小計	(389.91) 535.02	(389.91) 535.02		0.52	(332.40) 459.09	(57.51) 75.41										
竹原市		(37.54) 47.52	(37.54) 47.52			(37.54) 47.52											
三原市	(三原)	(273.76) 777.21	(117.42) 218.85			(117.42) 218.85							(156.34) 558.36	(0.88) 16.86	(28.82) 47.11	(126.65) 494.40	
	(大和)																
	(本郷)	3.60											3.60		3.50	0.10	
	(久井)	(14.78) 3.85											(14.78) 3.85		(3.83)	(10.95) 3.85	
	小計	(288.53) 784.67	(117.42) 218.85			(117.42) 218.85							(171.12) 565.82	(0.88) 16.86	(32.65) 50.60	(137.60) 498.36	
尾道市	(尾道)	(23.47) 87.66	(23.47) 87.66			(23.47) 87.66											
	(因島)	(104.04) 270.43	(104.04) 270.43			(104.04) 270.43											
	(瀬戸田)	(9.67) 178.67	(9.67) 178.67			(9.67) 178.67											
	(御調)																
	(向島)	(25.25) 46.08	(25.25) 46.08			(25.25) 46.08											
	小計	(162.43) 582.83	(162.43) 582.83			(162.43) 582.83											

注 () は、重複する面積で外数。

(5) 制限林の種類別面積
(その2-2)

(瀬戸内森林計画区)

単位 面積：ha

制限林 市町		自 然 公 園													
		総 数	国 立 公 園 特 別 地 域					国 定 公 園 特 別 地 域					県 立 公 園 特 別 地 域		
	総 数		特別保護 地 区	第一種	第二種	第三種	総 数	特別保護 地 区	第一種	第二種	第三種	総 数	第一種	第二種	第三種
福山市	(福山)	(67.89) 34.26	(67.89) 34.26		3.72	(67.89) 30.53									
	(内海)	(0.20)	(0.20)			(0.20)									
	(沼隈)	(86.56) 19.97	(86.56) 19.97			(86.56) 19.97									
	(神辺)														
	(加茂)	(52.31) 58.44										(52.31) 58.44	29.19	(52.31) 18.48	10.77
	(芦田)														
	(駅家)														
	(新市)														
	小計	(206.95) 112.66	(154.64) 54.22		3.72	(154.64) 50.50						(52.31) 58.44	29.19	(52.31) 18.48	10.77
府中市	(府中)														
	(協和)														
	(上下)														
	小計														
東広島市	(西条)														
	(八本松)														
	(志和)														
	(高屋)														
	(黒瀬)														
	(福富)														
	(豊栄)														
	(河内)	(112.07) 3.25										(112.07) 3.25		(91.94) 3.25	(20.12)
	(安芸津)	2.98	2.98			2.98									
	小計	(112.07) 6.23	2.98			2.98						(112.07) 3.25		(91.94) 3.25	(20.12)

注 () は、重複する面積で外数。

(5) 制限林の種類別面積
(その2-3)

(瀬戸内森林計画区)

単位 面積：ha

制限林 市町		自 然 公 園													
		総 数	国 立 公 園 特 別 地 域					国 定 公 園 特 別 地 域					県 立 公 園 特 別 地 域		
	総 数		特別保護 地 区	第一種	第二種	第三種	総 数	特別保護 地 区	第一種	第二種	第三種	総 数	第一種	第二種	第三種
江 田 島 市	(江田島)														
	(能美)														
	(沖美)	4.66	4.66		4.66										
	(大柿)														
	小計	4.66	4.66		4.66										
大 崎 上 島 町	(大崎)	(40.07) 50.32	(40.07) 50.32		0.24	(40.07) 50.08									
	(東野)	27.43	27.43		1.06	26.37									
	(木江)	(8.16) 10.92	(8.16) 10.92			(8.16) 10.92									
	小計	(48.24) 88.67	(48.24) 88.67		1.30	(48.24) 87.38									
世 羅 町	(甲山)														
	(世羅)														
	(世羅西)														
	小計														

注 () は、重複する面積で外数。

(5) 制限林の種類別面積

(その3-1)

(瀬戸内森林計画区)

単位 面積：ha

市町		制限林	鳥獣保護法 による特別 保護地区	都市計画法 による 風致地区	文化財保護法及び広島県文化財 保護条例による指定地域				県自然環境保全条例による指定地域					急傾斜地 崩壊危険 区 域	地すべり 防止区域
									総 数	県自然環境保全地域					
					総 数	史 跡	名 勝	天然記念物		総数	特別地区	動植物	普通地区		
総 数		(1.23)	(191.69) 407.28	(89.35) 164.39	(76.23) 93.26	1.57	(13.12) 69.55	(55.70) 65.50	(34.34) 52.73	(29.10) 52.57		(5.24) 0.16	(21.36) 12.77	(10.58) 83.60	(11.62) 9.50
呉市	(呉)			1.57		1.57								(1.16) 25.04	
	(音戸)														
	(倉橋)			1.17	1.17									1.24	
	(下蒲刈)						(2.03)					(2.03)			
	(蒲刈)														
	(安浦)						1.28	0.02			0.02	1.26	1.38		
	(川尻)						40.51	40.51	40.51						
	(豊浜)													4.80	
	(豊)														
	小計			2.74	1.17	1.57	(2.03) 41.79	40.53	40.51		0.02	(2.03) 1.26	(1.16) 32.47		
竹原市			(26.84) 37.25	(5.50) 0.17	(5.50) 0.17									(4.26) 13.81	
三原市	(三原)			(16.46) 15.86	(15.87) 14.46		(0.59) 1.40							1.76	(0.59)
	(大和)														(8.60) 4.48
	(本郷)			(15.74) 21.22	(15.74) 21.22									(0.20) 0.50	
	(久井)		0.31	26.43			26.43								
	小計		0.31	(32.19) 63.51	(31.61) 35.68		(0.59) 27.83							(0.20) 2.25	(9.19) 4.48
尾道市	(尾道)			(13.36)	(13.36)			(5.85)				(5.85)		4.07	1.61
	(因島)	(1.23)		(12.70)	(12.70)									(0.64) 2.14	
	(瀬戸田)			0.42			0.42								
	(御調)													1.42	
	(向島)														
	小計	(1.23)		(26.07) 0.42	(26.07)		0.42	(5.85)				(5.85)	(0.64) 7.63		1.61

注 () は、重複する面積で外数。

(5) 制限林の種類別面積
(その3-2)

(瀬戸内森林計画区)

単位 面積：ha

制限林 市町		鳥獣保護法 による特別 保護地区	都市計画法 による 風致地区	文化財保護法及び広島県文化財 保護条例による指定地域				県自然環境保全条例による指定地域					急傾斜地 崩壊危険 区	地すべり 防止区域
				総 数	史 跡	名 勝	天然記念物	総 数	県自然環境保全地域			緑地環境 保全地域		
福山市	(福山)		(164.85) 369.72	0.65	0.65								(1.61) 0.14	(2.42) 2.23
	(内海)												(0.36)	
	(沼隈)												5.90	
	(神辺)													
	(加茂)			16.22			16.22							
	(芦田)												(0.08) 0.50	
	(駅家)						(5.35) 5.52					(5.35) 5.52		
	(新市)			(2.77) 35.06	(2.77) 35.06									
	小計		(164.85) 369.72	(2.77) 51.93	(2.77) 35.71		16.22	(5.35) 5.52				(5.35) 5.52	(2.04) 6.54	(2.42) 2.23
府中市	(府中)			0.95	0.95								0.46	
	(協和)													
	(上下)			12.32	10.54		1.78	(34.34)	(34.34)	(29.10)		(5.24)	0.17	
	小計			13.27	11.49		1.78	(34.34)	(34.34)	(29.10)		(5.24)	0.63	
東広島市	(西条)			(4.26) 8.91	(4.26) 8.91			2.15				2.15		
	(八本松)												0.54	
	(志和)							1.66				1.66		
	(高屋)			(3.96)	(3.96)									
	(黒瀬)													
	(福富)			(9.45) 22.68			(9.45) 22.68							
	(豊栄)			0.62			0.62						0.16	
	(河内)													
	(安芸津)							2.18				2.18	6.57	
	小計			(17.67) 32.21	(8.23) 8.91		(9.45) 23.30	5.99				5.99	7.27	

注 () は、重複する面積で外数。

(5) 制限林の種類別面積
(その3-3)

(瀬戸内森林計画区)

単位 面積：ha

制限林 市町		鳥獣保護法 による特別 保護地区	都市計画法 による 風致地区	文化財保護法及び広島県文化財 保護条例による指定地域				県自然環境保全条例による指定地域					急傾斜地 崩壊危険 区 域	地すべり 防止区域
				総 数	史 跡	名 勝	天然記念物	総 数	県自然環境保全地域			緑地環境 保全地域		
総数	特別地区	動植物	普通地区											
江田島市	(江田島)												(0.20) 0.68	
	(能美)												0.05	
	(沖美)													
	(大柿)													
	小計												1.42 (0.20) 2.15	
大崎上島町	(大崎)												0.69	
	(東野)												0.41	
	(木江)												(2.07) 9.75	
	小計												(2.07) 10.85	
世羅町	(甲山)			(4.85) 0.14	(2.06) 0.14		(2.80)	(8.12)				(8.12)		1.19
	(世羅)							12.06	12.06	12.06				
	(世羅西)			(0.29)			(0.29)	0.14	0.14			0.14		
	小計			(5.14) 0.14	(2.06) 0.14		(3.08)	(8.12) 12.21	0.14 12.21	12.06		0.14	(8.12)	1.19

注 () は、重複する面積で外数。

(6) 樹種別材積表

単位 材積：1,000m³

林種 \ 樹種	スギ	ヒノキ	マツ	広葉樹
総 数	954	2,440	15,584	6,559
人工林	954	2,440	1,178	169
天然林			14,406	6,390

(7) 特定保安林の指定状況

該当なし。

(8) 荒廃地等の面積

単位 面積：ha

市 町	山腹崩壊		地すべり		崩壊土砂流出		総 数	
	地区数	面積	地区数	面積	地区数	面積	地区数	面積
総 数	6,927	11,097	10	89	4,838	2,466	11,775	13,652
呉 市	927	1,322			1,019	492	1,946	1,814
竹原市	234	433			326	149	560	582
三原市	854	1,447	2	27	630	279	1,486	1,753
尾道市	937	1,597	1	6	659	169	1,597	1,771
福山市	1,274	2,374	1	4	642	324	1,917	2,702
府中市	398	830	1	4	252	187	651	1,021
東広島市	1,303	1,866	3	37	705	481	2,011	2,384
江田島市	289	310			245	192	534	502
豊田郡 大崎上島町	182	253			73	24	255	277
世羅郡 世羅町	529	665	2	11	287	169	818	845

注1 広島県農林水産局森林保全課調べ。

2 四捨五入のため内訳の計と総数は必ずしも一致しない。

(9) 森林の被害

単位 面積：ha

種 類	松くい虫			カシノナガキクイムシ		
年 度	R5	R6	R7	R5	R6	R7
総 数	5,527	5,501	5,554	290.76	822.84	500.68
呉 市	2,183	2,163	2,163	7.07	105.19	51.18
竹原市				9.42	6.75	13.35
三原市	254	261	270	7.69	56.21	104.41
尾道市	167	170	183	106.76	220.27	108.02
福山市	149	165	170	48.04	163.12	86.66
府中市	46	46	51	89.49	201.59	78.81
東広島市	2,322	2,292	2,292	14.13	13.97	9.26
江田島市				0.31	8.01	10.36
豊田郡 大崎上島町				1.57	8.32	2.36
世羅郡 世羅町	406	404	425	6.28	39.41	36.27

種 類	火 災			シカ		
年 度	R5	R6	R7	R5	R6	R7
総 数	5.98	243.54	26.41	39	38	43
呉 市	0.76	0.01				
竹原市	0.04	0.01	0.06			
三原市	0.76	0.28	3.88			
尾道市	0.51	0.41	0.13		1.72	6.90
福山市	1.67	0.12	0.25			
府中市	0.35		0.42			
東広島市	0.78	0.07	1.58		0.34	
江田島市	0.06	242.62	19.70			
豊田郡 大崎上島町						
世羅郡 世羅町	1.05	0.02	0.39	39	36	37

注 広島県農林水産局森林保全課調べ。

(10) 山火事防止施設の整備状況

(防火線等の整備状況)

単位：m

市町	R6年度末延長	R7年度開設実績	R7年度移管等	R7年度末延長
総 数	496,955			496,955
呉 市	121,453			121,453
竹原市	14,058			14,058
三原市	75,653			75,653
尾道市	90,307			90,307
福山市	58,661			58,661
府中市	58,800			58,800
東広島市	17,202			17,202
江田島市	48,835			48,835
豊田郡 大崎上島町	11,986			11,986
世羅郡 世羅町				

注1 広島県農林水産局林業課調べ。

2 実績は、各補助事業の延長（自力分は除く。）。

3 令和7年度末延長は、令和6年度末延長に令和7年度の各補助事業で開設した延長（実績）を加えたものである。

3 林業の動向

(1) 保有山林規模別林家数

単位 戸数：戸

区 分	総 数	1～3ha未満	3～5ha未満	5～10ha未満	10～50ha未満	50ha以上
呉 市	568	422	71	44	31	0
竹原市	418	248	93	52	22	3
三原市	2,453	1,380	537	340	185	11
尾道市	1,384	916	245	147	71	5
福山市	1,612	1,082	270	135	111	14
府中市	1,077	596	207	175	97	2
東広島市	2,809	1,675	568	383	172	11
江田島市	137	111	16	5	4	1
豊田郡 大崎上島町	51	42	7	2	0	0
世羅郡 世羅町	1,471	732	335	257	137	10
総 数	11,980	7,204	2,349	1,540	830	57

注 農林水産省大臣官房統計部「2025年農林業センサス」による。

秘匿措置によって内訳が公表されていない場合があるため、総数と合計が一致しない場合がある。

(2) 森林経営計画の認定状況

単位 面積：ha

区 分	総 数	公有林	私有林
呉 市	36		36
竹原市	0		0
三原市	882		882
尾道市	353		353
福山市	0		0
府中市	282	30	251
東広島市	1,823	1,427	396
江田島市	0		0
豊田郡 大崎上島町	0		0
世羅郡 世羅町	211		211
総 数	3,587	1,457	2,130

注1 広島県農林水産局林業課調べ。

(3) 経営管理権及び経営管理実施権の認定状況

単位 面積：ha

区 分	経営管理権		経営管理実施権		備考
	件数	面積	件数	面積	
呉 市	12	21.35			
竹原市	16	31.38			
三原市	15	12.78			
尾道市	35	11.95			
福山市	2	35.33			
府中市					
東広島市	54	118.9			
江田島市					
豊田郡 大崎上島町					
世羅郡 世羅町	73	79.4			
総 数	207	311.09	0	0	

4 前期計画の実行状況

(1) 伐採立木材積及び間伐立木材積

単位 材積：1,000m³，実行歩合：％

区 分	計 画			実 行			実行歩合		
	主 伐	間 伐	総 数	主 伐	間 伐	総 数	主 伐	間 伐	総 数
総 数	122	33	155	94	56	150	77	169	97

(2) 間伐面積

単位 面積：ha，実行歩合：％

間伐面積		
計画	実行	実行歩合
769	767	100

(3) 人工造林・天然更新別面積

単位 面積：ha，実行歩合：％

総 数			人工造林			天然更新		
計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
627	554	88	458	325	71	169	229	136

(4) 林道の開設及び拡張の数量

単位 延長：m，実行歩合：％

区 分	開設延長			拡張箇所		
	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
基 幹 路 網	12,684	425	3	31	4	13
うち林業専用道	—	—	—	—	—	—

(5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画

ア 保安林の指定又は解除の面積

単位 面積：ha，実行歩合：％

種 類	指 定			解 除		
	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
総数	55,209	55,169	100	98.77	8.72	8.83
水源涵(かん)養のための保安林	8,508	8,509	100	30.54	0.29	0.95
災害防備のための保安林	45,617	45,580	100	68.20	8.28	12.14
保健・風致の保存等のための保安林	3,877	3,878	100	0.03	0.15	500.00

イ 治山事業の数量

単位 地区数：箇所，実行歩合：％

種 類	計 画	実 行	実行歩合
保安施設事業	125	80	64

5 林地の異動状況（森林計画の対象森林）

(1) 森林より森林以外への異動

単位 面積：ha

農用地	ゴルフ場等 レジャー 施設用地	住宅、別荘、 工場等建物 敷地及び その附帯地	ダム・道路	採石採土	その他	合計
0	—	110	0	13	4	127

注1 農用地は、田、畑及び果樹園等である。

2 四捨五入のため、内訳の計と合計は必ずしも一致しない。

(2) 森林以外より森林への異動

単位 面積：ha

原 野	農用地	その他	合 計
1	0	14,888	14,888

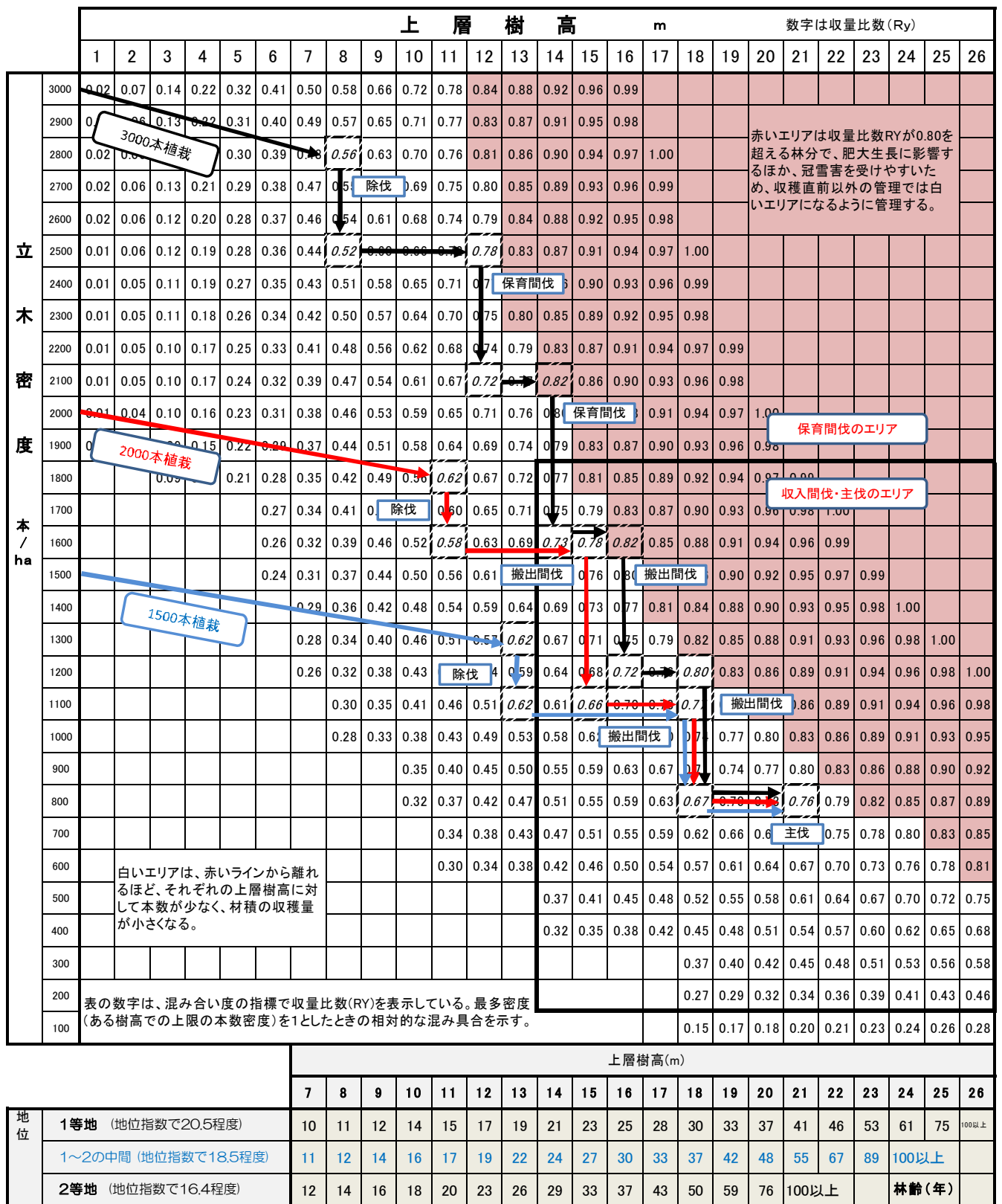
注 四捨五入のため、内訳の計と合計は必ずしも一致しない。

(1) スギ林の収量比数 R_y による管理表

※↑枠内の数字は、その樹高に到達する林齢のこと 1~3等地で変わる

6 林分密度管理図

(2)ヒノキ林の収量比数 R_y による管理表



7 持続的伐採可能量

第1表 主伐(皆伐)上限量の目安(年間)

主伐(皆伐)上限量の目安(千 m^3)
5.4

第2表 持続的伐採可能量(年間)

再造林率(%)	持続的伐採可能量(千 m^3)
100	5.4
90	4.9
80	4.3
70	3.8
60	3.2
50	2.7
40	2.2
30	1.6
20	1.1
10	0.5